

# 第35回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成30年3月22日（木）

瀬戸内海漁業調整事務所

## 第35回瀬戸内海広域漁業調整委員会

(開 会)

(山本調整課長)

ただいまから第35回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。本日は、愛媛県の武田委員がまだ御到着されておられません。ただいま14名中13名の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

続きまして、委員の交代について御報告させていただきます。大臣選任委員におかれましては、本年2月28日をもって任期満了となり、新たに農林水産大臣により委員が選任されました。委員の御紹介につきましては、後ほど予定しておりますので、この場では御報告のみとさせていただきます。

次に、本日の議事進行につきましては、今まで会長を務めていただきました長野委員が大臣選任委員の任期満了に伴い退任されたことから、今般会長の互選が行われるまでの間、本委員会事務規程第4条第3項に基づき、会長職務代理である大川委員に進行をお願いしたいと思います。それでは、大川会長職務代理、議事進行のほどよろしく申し上げます。

(挨 拶)

(大川会長職務代理)

では、早速ですが始めたいと思います。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、第35回瀬戸内海広域漁業調整委員会に出席賜り、ありがとうございます。先ほど事務局から説明があったとおり、大臣選任委員の任期満了に伴い、今まで会長を務めていただいた長野委員が退任されました。このため、会長が互選されるまでの間、私が議事進行をさせていただきますのでよろしく申し上げます。それでは、本日、水産庁から藤田企画課長、久保寺資源管理推進室長にお越しいただいておりますので、代表して久保寺室長から一言御挨拶申し上げます。

(久保寺室長)

ありがとうございます。資源管理推進室長をしております久保寺と申します。よろしくお願いたします。私、去年の4月ちょうど1年前に境港の漁業調整事務所から今のポストに移りまして、この1年間ほとんどクロマグロの対応に追われてきたような状況でございます。世間的にもクロマグロは大変関心を集めておりますけれども、皆さん御案内のとおり、我が国は非常に豊かな、あるいはさまざまな水産資源がございます。クロマグロだけでなく、もちろんこの場で御議論させていただいてるようなサワラですとか、トラフグですとか、ほかの種類も大変重要な資源がございます。それぞれ資源動向があり、それぞれ漁獲の実態があり、それぞれ利用がまた異なるということで、それぞれの多様な実態に

対してきちんと対応し、持続的に資源が図られるということで、ぜひ皆様方の御審議を得て、いろんな問題に取り組んでいけたらいいなというふうに思っております。

今、ちょうどこの4月で季節の変わり目になりますけれども、また来年度予算についてもいろんな取組を検討していかなければいけませんので、皆さんの御議論を参考にして、またいろんな取組を来年度取り組めたらいいなというふうに考えておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(大川会長職務代理)

ありがとうございました。それでは、このたび大臣選任委員の改選があり、新たに選任された委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様方を事務局から説明願います。

(山本調整課長)

それでは、お手元の委員名簿の順に御紹介いたします。お手元の資料の2枚目に委員名簿がございます。この会場でいいますと、時計回りの順番となります。

まず、府県互選委員につきまして、和歌山県選出の大川恵三委員です。

(大川会長職務代理)

願います。

(山本調整課長)

続きまして、大阪府選出の岡修委員です。

(岡委員)

よろしく願います。

(山本調整課長)

続きまして、兵庫県選出の田沼政男委員です。

(田沼委員)

田沼です。よろしく願います。

(山本調整課長)

続きまして、岡山県選出の淵本重廣委員です。

(淵本委員)

淵本です。よろしく願います。

(山本調整課長)

続きまして、広島県選出の濱松照行委員です。

(濱松委員)

濱松です。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

続きまして、山口県選出の梅田孝夫委員です。

(梅田委員)

梅田です。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

続きまして、徳島県選出の岡本彰委員です。

(岡本委員)

岡本です。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

続きまして、香川県選出の服部郁弘委員です。

(服部委員)

服部です。どうぞよろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

続きまして、先ほど御到着されました、愛媛県選出の武田晃一委員です。

(武田委員)

武田です。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

福岡県選出の伊藤正博委員です。

(伊藤委員)

伊藤です。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

続きまして、大分県選出の藤本昭夫委員です。

(藤本委員)

藤本です。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

次に、大臣選任委員の方々の紹介です。まず、副島久実委員です。

(副島委員)

副島です。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

次に、山口敦子委員です。

(山口委員)

よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

最後に今回新たに選任されました、今井一郎委員です。

(今井委員)

今井一郎と申します。よろしくお願いいたします。

(山本調整課長)

本日は参考人としまして、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会の事務局である公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会の濱田研一専務理事が出席されておりますので、併せて御紹介いたします。

(濱田参考人)

海づくり協会の濱田です。どうぞよろしくお願いいたします。

(大川会長職務代理)

はい、ありがとうございました。それでは、昨年改選後、今回初めて出席されている香川県の服部委員と新たに選任された大臣選任委員の今井委員から、それぞれ一言御挨拶をお願いします。まずは、服部委員からお願いします。

(服部委員)

香川海区の服部です。何分にも素人でございますので、皆さん方にお力添えいただきながら、一緒に進めてまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

(大川会長職務代理)

ありがとうございました。続きまして、今井委員をお願いします。

(今井委員)

北海道大学水産学部の今井一郎と申します。よろしくお願いいたします。私の研究の専門領域は、プランクトンです。プランクトンと申しますと、特に有害、有毒プランクトンで赤

潮を起こして魚を殺すと。養殖業に大変大きな影響を与える。それから、二枚貝を毒化させる有毒プランクトンの研究をずっと行っております。それで、私そのおかげで北海道周辺の養殖してるホタテとか、それから今北極海の方なんかにもちょっかいを出しております。北極海の貝が毒化して動物が死ぬとかそういったような話になってますけれども、もともと最初の研究の始まりは、現在の瀬戸内海区水産研究所で昔の南西海区水産研究所で赤潮部ができたときに、採用していただいてそれから研究が始まっております。14、5年瀬戸内海で「しらふじ丸」に乗って東から西まで全部走り回りました。

その後、京都大学の方に移動しまして、そこでまたなぜか14、5年瀬戸内海の赤潮の研究をずっと続けておりました。その後、北大の方に移りまして9年ですけども、その間もこちらの方に出かけてきては、いろんなことをやっております。研究の大きな成果としては、シャットネラ赤潮について越冬するシストの生理生態とかいろんなものを調べまして、赤潮の発生機構というものが大体わかってきました。ということと、もう一つはこれから赤潮発生予防、直前に予防しようという技術の方も一応理論的にそれから現場実験的にやった限りにおいては、もう見通しがたったというところまでできましたので、もっと本格的にやってみたいかなという気持ちも今持っております。

少しそういう話はおいとしまして、瀬戸内海とは切っても切れない状況できておりました。ということで、魚の方も実は趣味で大体食べる方は大好きでございますので、大変関心が強くございます。このたび、このような大きな委員会に呼んでいただきまして、魚のことをもうちょっと勉強させていただけるかなと思うと、大変うれしゅうございます。いろいろとお世話になりますが、よろしく願いいたします。

(大川会長職務代理)

ありがとうございました。次に、本日使用する資料の確認を行います。事務局お願いします。

(資料確認)

(山本調整課長)

それでは、お手元にお配りしております資料について、御説明させていただきます。クリップ留めの資料でございますが、まず1枚目が議事次第、2枚目が委員名簿、3枚目が出席者名簿、それから本日使用する資料といたしまして、右肩に資料1と書かれた「瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程」、資料2-1「平成29年度サワラ広域資源管理の実施状況等について」、資料2-2「サワラ瀬戸内海系群の資源状況」、資料2-3「平成30年度瀬戸内海海域サワラ共同種苗生産・中間育成・放流の取組について」、資料2-4が「平成30年度サワラ広域資源管理の取組(案)」。続きまして、資料3が「平成29年度燧灘カタクチイワシ資源管理の取組」になります。資料4-1が「広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底について」という資源管理部長の通知の資料でございます。資料4-2が「太平洋クロマグロの資源管理について」というちょっと分厚い資料になります。続きまして、資料4-3「太平洋クロマグロに関する委員会指示について」になります。資料5が「資源調査の充実による資源管理の高度化」という予

算の資料になります。資料6-1が横向きになりますが「「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について」と書かれた資料になります。次が、資料6-2「資源管理の現状と対応方向」と書かれた資料になります。最後になりますが、参考資料としまして「資源評価の専門用語の解説」という資料がございます。

以上を配付しておりますが、お手元の資料に不足などございましたら、事務局の方まで会議中でも構いませんのでお申しつけください。よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

(議事録署名人の選出)

(大川会長職務代理)

皆様方、資料おそろいでしょうか。

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名人を選出しておく必要があります。本委員会事務規程では、会長が出席委員の中から指名するという事になっておりますので、私から指名させていただきます。大阪府の岡委員、大臣選任委員の副島委員のお二方をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(議題(1)会長の互選について)

(大川会長職務代理)

ありがとうございます。異議なしとのことで、それでは岡委員、副島委員よろしくお願いたします。

それでは、議題1「会長の互選について」。まず、お手元にお配りしております資料1「瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程」をご覧ください。会長の選出につきましては、本委員会事務規程第4条第1項の規定に基づき、委員の互選によって選出することになっております。つきましては会長の選出について、御意見、御提案ございましたら、挙手にてお願いたします。はい、藤本委員。

(藤本委員)

大分県の藤本でございます。本委員会には、サワラ等の広域回遊魚種の広域管理等につきまして、関係府県の均衡ある話し合いが必要であろうと思っておりますので、会長につきましては、中立的な立場であります大臣選任委員さんから選出してはどうかと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

(大川会長職務代理)

ほかに御意見ございませんか。ないようですので、会長は大臣選任委員の方がよいという意見がありました。大臣選任委員の方々、いかがでしょうか。副島委員、いかがでしょうか。

(副島委員)

私よりも経験が豊富な山口委員か、今井委員が適任ではないかと思えます。

(大川会長職務代理)

山口委員、どうでしょうか。

(山口委員)

私は今回新しく委員に就任されたばかりなんですけれども、今井委員は学会の会長ですとか、あと省庁関連の委員会での経験も豊富と聞いておりますので、今井委員にお願いしたらどうかと思えます。

(大川会長職務代理)

今井委員、いかがでしょうか。

(今井委員)

私、今回初めてこの委員会に出席させていただいております。ですけれども、今お聞きしたような状況でございましたら、私で問題なければやらせていただければと思えます。

(大川会長職務代理)

会長には大臣選任委員の方からがよいという提案を受けて、大臣選任委員の方々にお聞きしたところ、今井委員が会長に就任してもよい、構わないということでした。この結果を踏まえ、会長については今井委員にお願いするということで、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(大川会長職務代理)

異議がないようですので、会長には今井委員が選出されました。会長の互選がされました。それでは今後の議事の進行については、今井会長にお願いしたいと思えます。

(山本調整課長)

それではただいまから座席を移動させていただきますので、少々お待ちください。

(議題(2) サワラ広域資源管理について)

(今井会長)

それでは僭越ではございますが、これから委員長として任期期間中、会長を務めさせていただきます。いろいろと皆さんの御協力を仰ぎながらということではございますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、早速議事の方に入っていきたいと思えます。議題の2ですけれども、「サワ



ラ広域資源管理について」に入ってまいりたいと思います。この議題の進め方につきましては、「平成29年度の実施状況の報告」、「資源状況の報告」、「サワラ共同種苗生産等の平成30年度の取組の報告」、それから「平成30年度の取組（案）とこれに係る委員会指示の審議」の順に進めたいと思います。まず、サワラの資源管理に関する取組の実施状況等につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

（登木資源管理計画官）

瀬戸内海漁業調整事務所の資源管理計画官の登木と申します。私の方から、サワラの平成29年度の取組状況について、御報告させていただきます。すみません。座って説明させていただきます。

資料の方は、資料番号2-1、「平成29年度サワラ広域資源管理の実施状況について」という資料をご覧ください。まず、1枚おめくりいただきまして、1ページ目に漁獲管理措置の内容におきまして、流し網の休漁期間やそれからひき縄などの目的操業の禁止などを海域ごとに整理した資料をお示ししてございます。委員会指示で漁獲量の上限が定められております、はなつぎ網、それからさわら船びき網、さごし巾着網の今漁期の漁獲量について、資料の右下に今年度の結果の方をまとめてございます。

まず、はなつぎ網につきましては、年間漁獲量の40トン以下という条件に対しまして、実際の漁獲量は39.3トン。それからさわら船びき網につきましては、年間漁獲量2トンに対しまして、1.6トン。それからさごし巾着網につきましては、今漁期の操業実績はなかったというふうに関係県より御報告を受けてございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、2ページ目に平成29年度の共同種苗生産の結果をまとめてございます。秋の委員会の方にも簡単に御報告させていただきましたけども、昨年5月11日に香川県さんに採卵の担当いただきまして、受精卵が約95万粒確保できました。その後、瀬戸内海区水産研究所の屋島庁舎におきまして、水研機構の協力と御助言を仰ぎながら、また関係府県の方から生産技術研究員ということで、派遣いただき、また協力いただき、約8万2,000尾のサワラの種苗が生産できました。その後、この生産した種苗を囲いの中にあります、6府県7カ所で関係漁業者の皆様に中間育成を行っていただきまして、最終的に約6万5,000尾の放流が行われたというところでございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。こちらの方は、平成29年度漁獲努力可能量、通称TAEと申しておりますけれども、TAE管理の実施状況を整理しております。一番右端に各地の合計値を記載しておりますけれども、アッパーが12万1,461隻日で実際の操業隻日数は、1万4,806隻日というふうになってございます。昨年が1万4,381隻日でしたので、ほぼ前年と同程度の実績となっております。

それから、1枚おめくりいただきまして、4ページ目になりますけれども、こちらの方は県別漁業種類別の出漁隻日数の推移をお示ししてございます。右上に瀬戸内海の全体の合計のグラフを示しておりますけれども、上2行が瀬戸内海の東部の流し網、真ん中の3行が瀬戸内海の西部の流し網、一番下の1行が漁獲量管理をしております漁業種類の実績というふうにお示ししてございます。それで、一番右上の合計のところのグラフを見ていただきたいんですけども、このTAE管理、平成15年から始まりまして、その後操業隻日数

としては、ずっと減少をしてまいりました。平成22年まで減少を続けた以降、資源の回復に伴ってやや増加傾向というような傾向が見られておりましたけれども、28年に操業隻日数が落ちて、29年はほぼ28年並ということで、ここ数年操業隻日数がちょっと上昇の傾向はありますけれども、平成15、6年の資源回復計画が始まったころと比べますと、まだまだ操業隻日数は十分抑えられてるというふうな状況になるとみております。

それから次の5ページ目をご覧ください。こちらの方は、岡山県さんで毎年実施していただいております、放流効果調査の結果をお示ししてございます。中段の表2の2行目の一番右端が平成29年の実績になっております。今年度29年につきましては、10月12日から計5日間調査を実施されまして、29年生まれの0歳魚が126尾採捕されております。1日当たりの尾数としましては、25.2尾となっております。昨年が80.3尾で過去最高の値だったんですけれども、今年度25.2尾っていうのが過去の平均並か平均よりちょっと下ぐらいというふうな状況になっております。また、放流魚につきましても昨年に続き、1尾再採捕されております。

この調査、管理計画の開始以降ずっと実施していただいていたんですけれども、一応この調査につきましては、今年度をもって終了されるというふうにお聞きしております。今年度の取組状況につきましては、以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたら、よろしく願いたいと思います。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの説明につきましては、御了解ということで進めさせていただきたいと思っております。

それでは次に、サワラ瀬戸内海系群の資源状況について、瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員より、御説明をお願いしたいと思います。

(石田主幹研究員)

瀬戸内海区水産研究所の石田です。よろしく願いたいと思います。資料2-2、お配りしたものと全く同じものを映写いたします。どちらをご覧くださいませても結構です。

この資源評価というのは、我が国周辺水域資源調査評価等推進事業を水産庁からお受けしまして、毎年水産研究所が行っているものです。サワラ瀬戸内海系群については、ご覧の11府県の当局の皆様と一緒にまとめたものでございます。資源評価の手順です。これは世界中で一般に行われてるものと大差ございません。漁業養殖業生産統計年報、それから月別の水揚量と体長組成から年齢別の漁獲率を集計してまいります。それをコホート解析というやり方で、さらにCPU Eですね、操業隻日数あたりの漁獲尾数で、情報を加えて精度を上げたコホート解析というやり方で、年齢別の資源尾数、漁獲係数、これは漁獲の強さのデータに当たりますが、これを出してまいります。2016年までのデータで行うということです。それから稚魚放流の情報もございますので、それも入れましてその効果を加えまして、将来の2017年以降の資源尾数、漁獲係数、資源量、漁獲量の予測をしてまいります。いわゆるTAC対象魚ですと、これからABC、生物学的許容漁獲量、TAC、漁獲可能量というものを出していくんですが、サワラはABC管理をしておりませんので、ABC以外の管理方策ということに結びつけてまいります。

これは灘別の漁獲量を年別に見たものです。横軸が西暦の年で1968年からになります。縦軸は漁獲量で単位はトンです。色は赤が瀬戸内海の西、青が東、色の薄いところが両水道に近いところということです。昭和の終わりころから資源は乱獲によって減りまして、結果として漁獲量も随分減りました。1998年に最低を記録して、あとは回復の基調にあるということです。それから、月別の漁獲量、過去10年にわたって見たものです。増加傾向にあります。ただ4年前、2014年からはちょっと減ってるということですが、いずれとして高水準だと思います。

次にこれは一つの図が一つの月をあらわしています。横軸が体長、縦軸が瀬戸内海全体の漁獲の実数です。これを月別に追ってまいりますと、どのくらいの大さのものがずっと獲れてるかということを追うことができます。こちらが2013年、2014年、次のページが2015、2016年ということです。2016年の9月以降に0歳魚が多かったということで、2016年生まれが多いという、これだけの情報に基づいて2016年級群が多いというふうな計算をしております。

年齢別の資源尾数の推定値です。横が西暦年で1987年からこのデータがあります。こちらも2002年、8年、10年、12年等0歳魚の発生が多い年があります。2016年も先ほどのデータに基づいて、非常に多いと判断しておりますが、直近年の0歳魚の推定精度は0歳のデータしかありません。1歳、2歳はまだ獲れるデータが集まってないので、その後、下方修正、上方修正されることがございます。精度は低いと書いております。

資源尾数から資源量に直しまして、資源の動向を見ます。過去5年で見ると、資源は増加していると。水準も最高と最低の資源量を計算し、3分割したうちの中位であると。中位、動向は増加ということ判断しております。直近での精度は低いといっても、中位、動向は増加は恐らく動かないと考えております。同じ内容ですが、年齢を逆転させたものです。これ見ますと、0歳魚を除くと1歳魚は最近資源量は少し減ってるかな、全体としては増えてるかなということがおわかりになるかと思えます。

漁獲量です。漁獲量も今の順に示しました。ここ1年ちょっと減ってるんですけども、大底から随分ふえています。それから大底になる前と後と比べますと、0歳魚の漁獲量がここにはっきり見えているものがほとんど見えません。これはこの委員会の指示による取組として、0歳魚の漁獲は抑えられてるということがここではっきりおわかりになるかと思えます。

これは横軸に親の量、縦軸に子供の量をとったものです。各年一つの丸になっております。親の量に対して、子供がどのくらいその年に生まれたかというところで、その年の例えば2002年のここは原点を通る直線の傾きが立っていると。2014年は原点から傾きが寝ているということで、角度が急なほど環境がよくて稚魚の生き残りがよいと。低いほど、自然環境が悪いと。資源として漁獲サイズになるまでは、人間が獲っていませんので自然環境で全て決まります。ですから、年によってこのくらいのばらつき、環境の良し悪しがあるということを示しております。

それから、先ほどから、申し上げてる0歳魚の資源尾数の推定値というのが、精度が悪いということですが、例えばこの三角と丸ですね。2008年っていうのは、0歳のみで情報で判断したら、1,600トン程度ですが、1歳も入れると1,000トンへの下方

修正。その後、2歳を入れて3歳を入れてくということ、1, 200トンぐらいに落ちついていきます。ほかの年級群についても、上方修正されたり下方修正されたりすることになって、どっちに出るかはわからないということです。2016年級群は、2017年以降つまり1歳魚以降の漁獲情報が追加されることによって、相当上なので余り上方修正されそうにありませんし、下方修正される可能性があるということをお含みおきください。今のところは、この資源量ということで計算値はこのままなんですけども、今年の8月に資源評価を行いますと下方修正される可能性があるということです。

これはABCですね。生物学的許容漁獲量と将来予測です。上の方は参考程度に見ていただいて、この目標値というのはかなり厳しいんですが、特に見ていただきたいのは上限ですね。現状の漁獲を継続した場合、資源がどうなるか、横軸が2016年以降将来5年間、縦軸が資源量に当たります。2016年の資源量が8,000トンぐらいなんですけど、ここに点々、破線を引いているのが0と10の間ですが、この先ほど言ったように自然環境の良し悪しが年によってございますので、それを無作為にランダムに出てくるとして、出方を1,000パターン計算しましたら、そのうちの上位10%のところは黒丸、下位10%が白丸、つまりその間に入るのが80%、8割がこの間で推移するんじゃないかと考えられております。ですから、現状で漁獲すれば、8割方は5年後でもまだ中位水準にはとどまっているだろうというふうに推定をしております。

次は、種苗放流の関係です。細かい数字があるんですが、要は人工種苗の放流について、大型、小型をそれぞれ毎年何尾放流したかというデータがございます。それから資源計算によりまして、9月1日現在の天然魚の0歳魚加入尾数というのが出てまいります。それから種苗に標識をつけてますんで、何%種苗がいるかという混入率がありますので、それから天然に放流由来の中から何尾生き残っているかというのが出てまいります。その放流尾数と生き残っている放流魚の数を割り出しまして、放流魚当たりの生き残りの割合ですね、資源の添加効率、期限まで生き延びる割合になっております。100%ならいいということです。2012年以降、現在の放流体制がありますので、それ以降2015年はちょっと仔魚がよくなかったと聞いております。それを除きますと0.14ということで、大体7尾放流すれば1尾は漁獲サイズまで生き残って資源に添加されると、そういう計算であるということ放流の情報と資源評価の結果からお示した表でございます。

資源が今は中位水準、動向は増加ですが、質的に見たらどうか、量的には中位水準なんですけども、質的に見ますとこれは上の図の横軸が西暦、縦軸が漁獲物の年齢別平均体重、つまり各年齢ごとの体重なんです。これは資源が多かったときはこのあたりなんですけど、5歳魚以上でも4キロそこそこしかない。資源が減ってしまいますと1尾当たりの餌をめぐる競合が楽になって、餌をたくさん食べることができるようになって、急に成長がよくなりました。その状態が少しずつ改善というか、成長が落ちてるようにも見えるんですが、かつての資源が多かったときに比べるとまだ成長が速い状態が続いている。これから類推すると瀬戸内海にはサワラを養う餌が足りなくなっていない、十分にあるだろうということがこれから推定できます。

それから、次は縦軸が資源の率に占める年齢の割合なんですけど、資源が多かったときは下から0歳、1歳、2歳、3歳以上が1割程度あったんですが、最近では5%もあるかなしかということです。つまり、2歳魚までしか資源がないという状況。ということは、2歳

魚ぐらいでサワラは獲りつくしているというのが現状であると、資源的にはそういうふうな解釈をしております。

現在の管理方策、資源回復計画の目標は十分達成しましたが、資源水準は中位、動向は増加になりましたけども、まだ年齢は若齢魚主体であって大型、その結果に早熟であるということですので、サワラ資源が本格的に回復するということは年齢組成も高齢魚まで生き残る。あるいは、体長も今より小型になるまで増えるというのが本格回復であろうと思います。そのためには、現状程度の漁獲規制を実施継続し、現状の漁獲規制で増えてきておりますので、これを継続すると。それから、できればできるだけ大型魚を狙って漁獲することは、この資源管理の鉄則なんですけども、望ましいというふうに考えております。ちょっと駆け足でしたけども、以上でございます。

(今井会長)

石田主幹研究員さん、どうもありがとうございました。ただいまの御説明によりますと、平成28年の資源量、2016年の資源量は8,330トンでございまして、資源水準は中位、資源の動向は増加傾向とのことでございます。ただし、資源量が大きく増加したのは、2016年、平成28年の加入が極めて良好でございまして、0歳魚の資源量が大きく増加したことが要因のようでございますが、0歳魚の資源量は短期間の漁獲データでしか判断できないもので、今後の動向を注視していく必要があるといったことが主要内容だところでは思います。ただいまの御報告、御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

(伊藤委員)

福岡の伊藤でございます。今お話の6ページに親と子の尾数の関係という表がございまして、2016年は今後情報が修正されるかもしれないという御判断ですけども、非常に加入量が多くということで、これは1987年とかそれに一番多かった年と同じような、いわゆる加入量に相当するわけですね。将来、漁獲情報の追加による下方修正がされるかもと言われるものの、今あるお手持ちの資料では瀬戸内海で一番獲れたときに近い加入量が現在、今年は獲れたということなんですけども、その内訳をちょっとお尋ねしたいと思います。

福岡の方でも曳き縄やっておりますけれども、サワラ釣りの場合、サゴシもそれから本場のサワラも両方とれるわけなんですけども、これはどういった漁法の漁業種類で、このサゴシが漁獲量を見ても非常に1尾当たりの漁獲重量は小さいもんですから、多いと言われるのがどのレベルといたしますか、要するにどのくらいどの漁法でとられたのか、今後の資源を考える意味で大事な情報じゃないかなと思いますので、教えていただきたいと思っております。

(石田主幹研究員)

お答えいたします。その一つ前の3ページをご覧いただきたいと思っております。3ページの下の方の図ですね、左上に16ページ中の6ページと書いてある図がございまして、その右下のあたりに0歳魚が多いと赤で書いております。図ではあそこあたりですね。

これ色分けがちょっと微妙なんですけども、赤と青が薄い色で書いております。9月は余りないですね。10月は青色の薄いところ、11月が赤の薄いところと青の薄いところ。12月は赤の薄いところということになります。青の薄いところは、紀伊水道あるいは大阪湾で、特にこれは紀伊水道も釣りが多いかと思えます。それから11月、12月になってきますと伊予灘、周防灘のこれも釣りの漁法かと思えます。これが一つ上の図の2014年の0歳魚、あるいは一つ左の2015年の0歳魚と比べますと、かなり多いということになっております。それが根拠ということでございます。

(伊藤委員)

わかりました。釣りの方で、多かったということですね。

(石田主幹研究員)

そうです。

(伊藤委員)

どうもありがとうございました。

(今井会長)

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(武田委員)

最後の管理の方策のどこなんですけども、資源尾数的には回復傾向にあると。一方、従来から言われてるように体長とか、成熟の開始、これは本来の回復指標とは、ちょっと違うということですよ。それら両方を含めて資源の回復基調にあるのかというのが一つ疑問と、それと一番下のところに書いてある大型魚を狙って漁獲することが望ましいということになってるんですけども、今でも漁業者にとっては、漁業管理規制が結構されてる状況にあるんだろうと思えます。それ以上に大型魚を狙って漁獲するということは、実際可能かどうかということをお伺いしたいと思えます。

(石田主幹研究員)

まず、最初のところです。4ページ、5ページあたりをご覧くださいと思います。5ページの上の図ですね。9枚目の図があるんですけども、これで見ますとやはり資源の量的なものは中位水準まで増えているということです。ただ、資源の最も多かった1980年代の半ばは、87年からデータがあるんですけど、それ以前に比べるとやはりまだ全体の量は少ないということです。その結果によって、やはりまだ、さらに大型魚の割合も少ないということなので、瀬戸内海ではまだ成長がよい状態、餌としては一尾当たりに餌の回る量が多いから、成長がまだ良い状態が続いているということです。水準は高・中・低に分ければ、やはり中位で増加なんですけども、かつての非常に多かった時代に比べると、まだ半分程度、だからまだ成長には余裕があるということだと思います。次のできるだけ大型魚を狙うというのは、これはもう既に流し網の方は、目合規制を厳格に守ってい

らっしゃいますので、これで50センチより小さいのが抜けるということなので、非常によいことだと思います。

釣りについては、釣りのシェアというのもそれほど高くありませんし、そんな目立って大きいものや、小さいさごしばっかり釣れるからやめようということにはならないと思うんですけども、もしできれば価格対策も考えて、大きいのが釣れるまでちょっと小さいときは漁を控えるとか、そういう方策はひょっとしたらあるかもしれません。流し網も実際10.6センチが限界ですので、もっと広げても全く構わないはずですので、そういう獲り方もひょっとしたらあるかなとは思っています。

(今井会長)

よろしいでしょうか。

(武田委員)

将来、そういったこと考えられてるんですか。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(平松課長)

資源課長の平松でございます。今、石田さんの方からは、科学的な分析ということでおっしゃられて、武田委員の方から行政的にこの取組はどうかということなんですけども、まさしくそういうことにつきましては、これから来年度も我々がもちろんまた御説明させていただきますけども、取組の中で今後今の資源水準を踏まえて、これからどうしていくかということをいろいろ議論して行って、それで関係漁業者の関係県も含めて、いろいろ議論していく中で方向性を考えていかないといけないというふうに認識をしております。ですので、今この段階でこういう方向を目指すというところを我々の方から言うことはちょっと控えさせていただきますが、その辺の議論は重要だという認識は感じております。以上です。

(今井会長)

はい、どうもありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。次に行かせていただきたいと思っております。次は、サワラ共同種苗生産等の平成30年度の取組につきまして、濱田参考人の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(濱田参考人)

全国豊かな海づくり推進協会の濱田と申します。瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会の事務局を務めておりますので、お手元の資料の2-3に基づきまして御説明いたします。瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会では、平成27年度から「瀬戸内海海域サワラ栽培漁業広域プラン」をつくり、これに基づいて現在関係県が連携して、サワラの共同種苗生産をし、

できた種苗を関係県に配付して中間育成・放流をしています。

このプランに基づく取組はまだ平成27年度からですが、その前にも事業を実施しており、共同で種苗生産等を行うのは30年度で7年目になります。今年度も、資料に書いてありますように、連携して12万尾のサワラの種苗生産を目標に取組を行います。種苗生産等の取組に当たっては、国の補助事業を活用させていただきます。種苗生産を行う場所は、水産研究教育機構の瀬戸内海区水産研究所の屋島庁舎、ここの施設をお借りして水研の職員の方の技術的な御指導などもいただき、70ミリの大きさの種苗にして、それを中間育成・放流に回すという取組を実施していく予定です。図にありますように、生産した種苗は資料に記載する6府県、7カ所に運び中間育成をして、その地先海域に放流するという取組です。

次に資料の裏を見てください。水産機構との協力協定を結んで施設を貸していただきますが、施設の使用料等は支払っておらず、飼育水を加温するための燃料費とか、電気代、水道代などの実費負担で使わせていただきます。今、説明しましたように12万尾を目標にして、生産をして100ミリまでに中間育成をして放流するという予定です。種苗生産をするに当たっては、香川県の職員が船に乗って採卵・受精をして、その採った卵を屋島庁舎の施設に運んで管理しながら、まず放流効果調査のためにALCという物質を使用して耳石に色をつける標識作業を実施します。100万粒の卵を確保して行います。

サワラのふ化仔魚は、他の魚の仔魚を食べながら成長しますので、マダイの受精卵を確保して、マダイのふ化仔魚をサワラに食べさせます。既に30年度もその準備のために、養殖業者からマダイの親魚を借り入れて、現在屋島庁舎で飼育している状況です。マダイのふ化仔魚だけでは与える餌が足りないので、イカナゴのシラス、その他マダイやヒラメの稚魚でもよいので、生きたものでなく、冷凍のふ化仔魚も集めて、できるだけ餌を十分確保して与え、種苗生産をするということにしています。イカナゴのシラスは小さいものが必要ですので試験操業などの漁獲物を集めてもらっています。また、宮城県の女川の方からも入手をしています。

それから、関係県の協力等もいただいて、種苗生産に必要な人員を確保しておりますが、今年は今まで担当していた生産管理者の方が御高齢になったため交代をして、以前屋島の栽培漁業センターで場長をされていた水研のOBの方が新たに生産管理者になってくれることになりましたので、その人のもとで関係県からも生産技術研修員というかたちで人を派遣してもらい、協力しながら種苗生産を行うことにしています。

中間育成にあたっては、カタクチイワシのシラスではビタミン欠乏になりますので、栄養強化剤をシラスにまぜてサワラの稚魚に与えるなどしながら、皆さんで、また関係府県からお金を集めて、国の補助を得ながら実施する予定です。種苗生産で12万尾、また放流10万尾を目標に挙げていますが、なかなか実績がそれに達していませんので、今年もきちっとやるように努力していきたいと思っております。

なお、この瀬戸内海のサワラの広域プランに基づく共同種苗生産・放流ですが、このプランでは放流と資源管理によって、サワラの資源を中位にするということを目指して実施していますが、先ほど石田主幹研究員からお話がありましたように、既に資源は中位になっているということで、今後取組をどうするかという議論もしているところです。ただ、まだサワラの資源については、1歳魚、2歳魚など若年魚が多いということですし、資源の



変動の多い魚ですので、もう少し安定するまでできれば放流を継続したいと考えておりました。30年度も引き続き取組を続けていくことにしております。説明は以上でございます。

(今井会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは、御異議ないということで、次に進めさせていただきたいと思ひます。

次は、平成30年度を取組と委員会指示の審議につきましてですけれども、サワラに関する平成30年度の資源管理措置(案)とこれに係る本委員会指示(案)について、昨年度から検討が進められてまいりましたが、はなつぎ網等の取組の検討状況も含めまして、事務局の方から説明をいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(登木資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所の登木です。私の方から平成30年度、来年度のサワラ広域資源管理の取組につきまして、御説明させていただきますけれども、その前に一昨年、平成28年から検討を進めてまいりました、はなつぎ網等における資源管理措置の見直し・検討につきまして、口頭ではございますが、御説明させていただきたいと思ひます。昨年9月に開催されましたサワラの漁業者協議会におきまして、はなつぎ網等の資源管理の取組の検討につきましては4県、具体には兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県の4県による協議に委ねるというふうにされたことを受けまして、昨年10月以降この漁業者協議会を主催されております全漁連さんとともに延べ10回程度、この4県各県さんに個別訪問させていただきまして、関係の漁業者さんから直接いろいろとお話を聞くなどをして、意見調整を実施してまいりました。この意見調整を行いまして、昨年10月にはなつぎ網等の漁獲上限値の算出方法を見直すなどして、当方の方から調整案という形で提示させていただきまして、調整に努めたところ、この案につきましては合意になかなか至らず、以後も協議を継続して実施してまいりました。それ以降、先月2月20日に開催されました漁業者協議会におきまして、当方からの最終的な調整案を提示させていただきまして、サワラ資源を回復させるため各県の漁業者代表の方々、県内の取りまとめに大変苦勞しているというような各県複雑な県内事情がございますけれども、ただ皆さんの思いとしましては、この現行の広域管理体制を崩してはならないという強い思いのもと、2月27日に全体合意が確認されました。

それでは、資料の2-4の方を1枚めくっていただきまして、今回関係11府県の皆様に合意を得ていただきました来年度の取組につきまして、御説明させていただきます。来年度の広域資源管理の取組(案)としまして、まず一つ目として検討を進めてまいりました、はなつぎ網、さわら船びき網の取組につきましては、まず(1)で休漁日の追加としまして、従来から毎週2日の定期休漁を実施していただいたところですが、これに加えまして輪番によりまして4日間、具体には5月に3日間、それから6月以降に1日間の計4日間の休漁を追加して実施するという事です。(2)で操業時間の制限、こちらにつきましては漁業許可で操業時間の制限が行われておりますけれども、これに上乗せした形

で夕方の操業時間を1時間削減すると、はなつぎ網につきましては、午後3時から4時までの1時間を削減する。さわら船びき網につきましては、4時から5時までの1時間を削減する、各1時間の操業時間を削減するというような取組です。それから、その他につきましては、従来、漁獲量管理をしていたわけですが、努力量管理に移行したとしても、漁獲量の把握につきましては今後も透明性を図っていくと。それに加えて、はなつぎ網、さわら船びき網の漁獲量が想定以上に大幅な増加が見られて、それが資源に大きな影響を及ぼすということが懸念される場合は、この取組の内容を見直すということでございます。

以上が、はなつぎ網とさわら船びき網の取組でございますけれども、もうひとつその後としまして、先ほど石田さんの方から御説明がありましたとおり、サワラの資源につきましては、回復の傾向を示してきていると。そういった中で、現在このサワラの広域管理を進めているわけですが、ただ現状どこへ向かってどこまで回復させるのかという目標設定まではされておりません。23年度に回復計画が終わり、平成24年から現在の各府県の資源管理指針、それから資源管理計画に基づく体制に移行した際もまだ資源水準が低位なんで、まだ引き続き取組を継続していこうというふうな内容で、じゃあどこに向かってどこまで回復させるのかという目標設定を現在そこまでの議論はされておりませんので、今後その目指すべき資源の水準、それに向けて、じゃあ取組内容を実際どうしていくのかということ、資源の適切な管理、当然また資源を減らすようなことは決してしてはいけないので、資源を適切に管理すると。さらにはその資源を合理的に利用できるような取組につきましては、来年度30年度から関係11府県の関係者皆様と協議を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらの方が従来お示ししております内容でございます。この部分の播磨灘のはなつぎ網とさわら船びき網の一番右端の規制措置の内容につきましては、先ほど御説明した取組内容の方に改正してございます。流し網とかにつきましては、引き続き現行の取組を継続すると。種苗放流につきましても、先ほど濱田参考人から御報告ありましたとおり、30年度につきましても現行の取組を継続していくということでございます。30年度のこの取組がまとめられたら、やはり全体をこのようにやるというのが、現行の広域管理に対して、平成14年から開始しまして約15年間実施してまいりましたが、この体制を崩してはならないという関係の11府県の関係者の皆さんの強い思いが、それから御尽力を賜ると思っておりますところでございますので、この場をここでお借りしまして、深く敬意を表したいというふうに考えております。

それから3ページには、先ほどの取組を図の中に落とし込んだものでございます。上の段の真ん中のところが、播磨灘の取組になっておりますけれども、ここの下二つのはなつぎ網とさわら船びき網の取組内容の方を見直してございます。

それから1枚おめくりいただきまして、委員会指示につきましては御説明させていただきます。まず、サワラの広域資源管理に係るこの委員会指示につきましては、従来から漁獲管理措置の実効性を確保するという観点と、あと広域にかかるサワラの資源状況に応じて、機動的に対応するというので、広調委指示を発出していただき、取組の方を実施してまいりました。それで現行の委員会指示でございますけれども、有効期間が今月末となっております。この委員会指示につきましては、サワラの検討会議、こちらの方は11府県の行

政と研究者の会議でございます。それから、漁業者協議会におきまして、来年度においても委員会指示の発出が必要との御意見を踏まえまして、引き続き委員会指示の発出について本日御審議いただきたいというふうに考えております。

それでこの委員会指示の具体的内容でございますけれども、ここに書いておりますとおり、まず（１）で先ほど説明しましたはなつぎ網とさわら船びき網の取組が従来の漁獲量上限を設定した漁獲量の管理から毎週２日の定期休漁、それから輪番による４日間の休漁、それから操業時間の１時間短縮による努力量管理の取組に変更するという事で、これに沿った規定に変更を考えております。ただ、ここの輪番による休漁となりますと、どの船がどの許可船舶が、いつ休むかということを具体的に指定する必要がございますけれども、なかなか委員会指示にそこまで具体的なことは書き込みづらいということで、委員会指示本体の方では、週休２日の毎週火曜日、土曜日。それからその他広域漁業調整委員会の会長が定めた日というふうな規定の仕方をしまして、先ほど説明しましたここの（１）の①の趣旨に基づきまして、別途はなつぎ網等の操業が始まるまでに、会長の方からこの休漁日を指定するという事です。ただ、指定した後、関係する漁業者さんが私は知らなかったというふうなことがないように、おのおのはなつぎ網の漁業者さんの方には、会長名で、事前に休漁日は何月何日ですというふうなことを通知するというふうなことを考えております。先ほど申し上げましたはなつぎ網、さわら船びき網以外の流し網でございますとか、ひき縄につきましては、従来の取組を継続するという事で現行どおりの規定というふうなことを考えております。

それで５ページの方に具体的な規定文をお示ししてございます。それで下の段が現行の委員会指示の内容、上の段が本日御審議いただく委員会指示の（案）の内容になってございます。まず、２の網目の制限、ここは流し網の網目制限となりますけれども、ここにつきましては、引き続き今までの取組１０．６センチ以上の網目制限を継続していただくというふうに考えております。それから、休漁とかそういうものについては、この３の区域の操業制限というところに規定しておりますけれども、各灘ごとに期間とその制限の内容を個別に記載しております。ここの５ページ目の一番上の段の左側に播磨灘とございますけれども、ここから次のページにかけて播磨灘の取組を規定しております。

まず、最初のこの段のところは、はなつぎ網、さわら船びき網以外の具体的には流し網とか、ひき縄の方の取組を規定している部分でございますけれども、従来、制限の内容をさわらを目的とした操業の禁止ということで、対象としている流し網、ひき縄以外の漁業種類も読めてしまうということで、規定文の明確化ということで、ただし書きではなつぎ網とさわら船びき網は除くという形で、ここは流し網とひき縄の規定ですということを明確化させていただいております。１枚おめくりいただきまして、次にはなつぎ網とさわら船びき網の規定をしております。従来、下の段にございましたとおり、年間漁獲量４０トンというふうな取組をはなつぎ網の場合はしておりますけれども、来年度以降につきましては、毎週火曜日、土曜日、その他会長が定めた日。それから先ほど御説明しました時間、午後３時から翌日午前５時までの間のサワラを目的とした操業の禁止。さわら船びき網につきましても、同様な形で週休、それから輪番休漁の日。それから操業時間の方を制限をかけるというふうな形で考えております。

それから一番最後になりますけれども、４で指示の有効期間としまして、３０年４月１日

から31年3月31日までというふうに考えております。来年度の取組案、それからこれに係る委員会指示（案）の御説明につきましては、以上でございます。御協議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと続きまして、この広域資源管理の方は瀬戸内海だけですけども、紀伊水道、宇和海、両水道部の方の公的担保措置につきましては、調整課長の山本の方から御説明させていただきます。

（山本調整課長）

引き続きまして、瀬戸内海に隣接します紀伊水道外域と宇和海での公的担保措置について、御説明させていただきます。紀伊水道外域における公的担保措置につきましては、過去和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会において措置しておりましたが、今年度につきましては当委員会の開催が整わなかったことから、和歌山海区漁業調整委員会及び徳島海区漁業調整委員会がそれぞれ委員会指示を発出し、措置されたというふうに聞いております。

来年度の取組につきましては、来月4月に開催予定の和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会において、これまでと同様の委員会指示の決議を行うべく調整中というふうに聞いております。

また、宇和海におきましても、3月16日に開催された愛媛海区漁業調整委員会におきまして、本年度と同様の海区漁業調整委員会指示を決議することについて、合意されたというふうに聞いております。以上になります。

（今井会長）

どうもありがとうございました。来年度のサワラの資源管理措置につきましては、今年度の漁獲管理措置を一部変更し、公的担保として一部変更した漁獲管理措置と同一内容の委員会指示を設定したいとのことです。それでは、来年度の取組（案）とこれに係る委員会指示（案）につきましては、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。はい、どうぞ。

（服部委員）

今いろいろと説明いただきましたが、まずはこのはなつぎ網、はなつぎ網漁とこの休漁日についてでございますが、はなつぎ網漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知とこのようにありますが、休漁日の決定については、各委員の承諾もしくは会長に一任するという場合でも、この一任することへの承認が必要でないかなとこのように私は思います。これやっぱり我々こうして代表で出てきた人間はこういうことで会長が一任するんやと、会長が通知するんやということやけど、同じ漁業、魚種、サワラをとる漁種、サワラ漁業者にどういう説明をしたらええんかわからないと。そのやっぱり説明が必要だと思うんですよ。こういうところは。

それと、また資源が増えて安定した場合には、全体の見直しをするというように従来のはことは我々聞いておるわけでございますが、本来ならこのはなつぎ網漁以外も同時に規制を改革すべきであって、ここだけを変えるというとなんかちょっと抵抗があって。先ほど説明の中で、全体の合意を得たということですが、どこをもって合意を得たんか、私どもも

ちょっとようわからんのです。私らのところに聞こえてくるんも、まだまだ十分納得してないというさわら流し網の漁業者おりますんで、そこらあたりに説明をするところで、やっぱりちゃんとした説明をできるようにしてほしいなど。特に香川の漁業者、従来からの資源管理には一生懸命になって取り組んできた経緯がありますんで、私自身もその当時は現役でいましたんで、思い入れがある事業でございますから。なかなかサワラ漁業者に納得できるような説明ができないという。十分これは説明してもらうのは水産庁さん、全漁連さんがこういうようなことを進めてきたような経緯がありますんで、その水産庁、全漁連が責任を持って流し網漁業者に説明をしていただきたい。また、委員会指示を具体化してほしいと思います。

それと、この休漁日の設定は委員会会長が通知をするということですが、その履行確認は具体的にはどのようにするんかというのが、ちょっと私もここ懸念しており、今後問題になるんかなと。それと、資源に大きな影響を及ぼすことが懸念される場合は、取組を見直すというところですが、どういう場合に見直すんかなという。これももっと具体的に決めておくべきじゃないかなとこのように思いますんで、一つまだまだ十分納得・合意をしてない人がおるということだけはわかってもらいたいなあと思います。

(登木資源管理計画官)

それで今回休漁日につきましては、会長が定めるという形にしておりますけども、実際定めた後、当然委員の皆様、それから関係府県の方に何月何日に何ヶ統休むというふうな御連絡はする必要があるというふうには考えております。当然、兵庫県、岡山県さんにはその周知徹底をお願いしますけども、ほかの委員さんの方にもその実際の休み等の通知は考えております。

(服部委員)

でも会長の方へ報告するんですね。

(登木資源管理計画官)

一応ですね、そうなったときは各県さんと委員さんの方、それぞれに何月何日に休みますというふうな会長名の通知をさせていただくように考えております。

(梅田委員)

山口県の梅田ですけど、手続的な面になりますけど、会長さんが定める日というのは関係漁業者の意見を聞いて定めるというぐらいに理解していいんですか。どないな仕組みでやられるのかな。

(登木資源管理計画官)

輪番休漁になりますので、具体的に操業する船とその辺のデータをやはり兵庫県さんや岡山県さんの方から、一定のデータを提供いただけないと難しいのかなと思ってますので、やり方としましては会長から会長名で兵庫県さんなり、岡山県さんの方に休漁日を定めるに当たって必要なデータの方を御提供いただいて、そういうことに会長の方で正式な判断、

先ほど申しました輪番4日といいましても、5月に3日間、6月以降に1日間というふうな内訳もございますので、そういうような内容をちゃんと見た上で会長の方から休漁日を設定するというふうなやり方を考えてはおります。

(梅田委員)

そうすると、今ちょっと香川県の委員さんの方で話についてないようなことと言われておりましたけど、兵庫県さんの漁業者の方々と話されたら、この日休みますよっっちゃうなこと出されるわけですね。それを香川県の漁業者の人がじゃあそれじゃあいけないのにと。何かそんなこと言われたら、どないになるんかなってというのがちょっと不安になりますよね。

(登木資源管理計画官)

今、全体的にまとまった話としましては、週休2日で4日間の輪番休漁、その4日間の内訳が5月に3日間、6月に1日間ということが一応全体でオーソライズされた内容になりますので、そこはちょっと、その内容を踏まえて指定する形になるかどうかは思いますけども。そういう意味では、会長が指定のときはセットするっていうような考え方でございます。

(平松課長)

あと先ほど服部委員の方から御質問がありました、休漁日の履行確認をどうしていくのかということにつきましてですけども、これはまさしくそれぞれ兵庫県、それから岡山県の海域といいますか、許可している範囲での操業をやっていくということですので、それぞれ県の方にきちっと指導していただいて、そういうことの確認をしていくということでしょうし、我々水産庁の方でもできる範囲で必要なところは確認するというところかと思っております。

また、これら取組の見直しについて、はなつぎ網、さわら船びき網だけではなくて、ほかも含めて同時にやるべきではなかったのかというような御指摘、御意見が出たかと思えますけれども、こちらにつきましては2年ほど前から兵庫県、岡山県さんから御提案があって、検討をずっと進めてきたというところでこの取組について検討させていただいております。その中でいろいろほかの漁についても、やはり御意見が出てきましたので、先ほど武田委員からもございましたときにちょっと申し上げましたが、全体的な話につきまして今後、来年度の検討テーマとして先ほどの資料の1ページのその他のところにも書かせていただいておりますが、これからどのような取組、方向性を目指すかというようなところ、それからそれらの取組内容等につきまして、全体的な検討ということで進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(服部委員)

じゃあ最後に、いろいろと私ばかり言うたらいかんので。ただ、先ほど石田さんの方から資料2-2の方で、サワラ瀬戸内海系郡の資源状況ということで詳しく説明いただいたんですけど、最後の締めが大きく書いていただいて、現状程度の漁獲規制を実施継続して、できるだけ大型魚を狙って漁獲することが望ましいと。こういうようなことを最初に説明して、ここでここだけ変えるというのがどうも一つ整合性がとれていないのではないかなと、私はそう思うんですけど、それでここらあたりは割とそう簡単に、ここは2年前から申し入れがあった。そしたら3年前からいろいろ申し入れがあったら、そういうように変えていくのかということになってしまうので、この資源管理の意味がもう本当になくなってしまおうと。本当にこれ誰が見ても資源がもとに戻ったな、7割まで戻ったなというのであれば、そういうような改革も必要かなと。漁業者には魚がおったら一生懸命とらせてやりたい。私自身も漁業者ですからそう思いますけど、やはりこれは11府県が統一して取り組んだ問題ですから、ここらあたりは慎重に取り組んでいただきたいと思います。

(平松課長)

今後検討するに当たって、11府県の全体のバランスとか、そういうところもきちっと考えながら、皆さんの御意見を考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(今井会長)

ほかにございませんですか。はい、どうぞ。

(武田委員)

まず一つは質問なんですけど、この今回資源管理の中で取組の案に書かれてるはなつぎ網、さわら船びき網の休漁日の追加、それと操業日数の制限ということで。現在は40トンですかね、はなつぎ網は。もう一つの船びきの方が2トンですか、そういうふうに漁獲の制限が設置されてるわけなんですけど、それが今度取り除かれるということなんで、こういった制限を加えたのにどれぐらいの数量まで漁獲がされるというふうに、何かシミュレーションはされてるんですか。

(登木資源管理計画官)

今まで漁獲量上限が設定されておりますので、漁期の終盤近くになれば、当然それを防ぐために操業統数を控えたりとか、そういうふうな取組が必要でありますけども、努力量への移行ということで、そういうものがなくなることになるんですけども、一応シミュレーションのときは過去3年間27、28、29の3年間のうちに、各年のCPU E1ヶ統当たり大体3年ごと、どれぐらい獲れているのか。その3カ年の平均を漁期中に操業した場合、どれぐらい獲るのかということを経験的な試算にはなるんですけども、大体60数トンぐらいの漁獲が推定されるというふうな試算は行っております。もともとが前回、上限値を80トンというような形で、その場合の資源の影響シミュレーションでも大きく影響はないということだったんですけども、それをさらに下回る推定になりますので、そういう意味では資源への大きな影響は想定されないのではないかとというふうに一応考えて

おります。

(武田委員)

わかりました。これは香川県の委員さんがおっしゃってたことと関連するんですけど、私ここへ来る前に瀬戸内事務所さんと全漁連さんが愛媛県に来られて、いろんな漁業者と話し合い、協議会が持たれて、その議事録を読ませていただいたんですけど、それを読ませていただくとかなり強い反発があったようになってるわけなんですよね。それぞれというか、漁業者さんにいいと思うのはよくわかるんですけど、それで今回こういった落としどころになってるわけなんですけど、その辺が何かちょっとしっくりこないなという気がするんです。私の方から聞くのはおかしいんですけど、そのときの漁業者、数名来られてたと思うんですけど、そういった方はこういった内容は理解されて承諾してるのですかね。

(登木資源管理計画官)

愛媛県さんの方に伺ったときに関係漁業者の方にも来ていただいて、いろいろと話をお伺いしました。県内、いろんな漁業者の方がいらっしゃる中で、それをまとめてかなり苦労してるというふうな話は、具体的にいろいろとお聞かせいただきました。そういった意味でも、それを認めると県内の問題にもかなり影響を及ぼすというお話もございました。

ただ、最終的に広域の管理体制、もう平成14年か15年以上続けてまいりましたけども、やはりこの体制を崩すことはあってはならないと。そういった中で今回の提案した内容を、2月22日の漁業者協議会の方でも愛媛県さんの委員さんからも、ほかの漁業者さんに委ねるというふうな御回答をいただいたと理解しておりますので、究極な御判断であったらろうとは思いますが、御理解を賜っているというふうには思っております。

(武田委員)

はい、わかりました。それで、今登木さんの方から言われたんですけど、このサワラの資源管理については、これまで11府県の漁業者が取り組んで来て、その結果として資源回復の兆しが見えてきているわけなので、引き続き私も資源管理を行う必要があるんだろうというふうには考えております。その上で、資源回復の度合いとか、程度ですね。これに応じた資源管理措置の緩和というの、今から考えていく必要があるんだろうと思います。今後は種苗の運動もして行って、今後増えるか減るかはよくわからないんですけど、その回復の度合い、程度に応じて手順っていうか、道筋をつけて資源管理規制の緩和について今後こういった会議の中でも、検討を是非していただきたいなというふうにこれは要望です。

(登木資源管理計画官)

それにつきましては、資源の回復がかなり見られてることは確かだと思います。ただ、どこまでの水準を目指すのか、もっともっと増やさないといけないのか、そういうところも現在回復目標というものを定めてないので、まずそれを定めて、じゃあいつまでにそこに向かっていくのか、じゃあそれまでの間は取組をどうしていくのか、今流し網の場合ですと目合規制等、あと休漁期間、曳き縄ですと目的操業の禁止というふうな取組をしていた



だいてる中で、じゃあもう少し取組の内容を見直すことはできるのか、その目標にどれぐらいのスパンで向かっていくかというところを皆さんと協議しながら、30年度から各県さん、いろんなお考えがあるのかなと思いますので、まずは各県庁さん、漁業者さんのお考えを十分お聞かせいただいて、それで全体的に皆さんどういうふうな方向を考えたいのか、それを意見集約して後は個別にいろんなお話をさせていただきながら、協議してまたこの委員会でも御報告をしていく必要があるのではないかというふうには思っております。

(今井会長)

はい、よろしいでしょうか。はい。それでは非常に活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

サワラの資源管理に関しまして、来年度の取組の案について御了承いただいて、これに係る本委員会指示の案につきまして、原案どおり決議することといたしまして、今後の事務手続上、文言の訂正等があった場合には、私会長の方に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(今井会長)

どうもありがとうございます。それでは、来年度の取組の案について了承し、これに係る委員会指示(案)について原案どおり、決議いたします。

それではここで、休憩をとりたいと思います。今現在3時ちょっと過ぎましたけども、15分まで休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願ひします。15分に開始いたします。

休憩 15時03分

再開 15時15分

(議題(3) 燧灘カタクチイワシ広域資源管理について)

(今井会長)

それでは、時間になってまいりましたので、次の議題へと進んでいきたいと思ひます。それでは、次の議題3ですけれども、「燧灘カタクチイワシ広域資源管理について」に入りたいと思ひます。今年度の実施状況等について、事務局の方から御説明お願ひいたします。

(登木資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所の登木です。私の方から燧灘カタクチイワシの平成29年度の取組状況について、御報告いたします。資料の方は、右肩に資料3とあるものをご覧ください。燧灘におけます、カタクチイワシの資源管理につきましては、関係する広島、香川、

愛媛のこの3県が協調した取組を行っております。このカタクチイワシの資源管理のポイントとしましては、一定程度産卵させてから親魚でございます大羽の漁を開始するという取組だったのと、大羽漁の操業の開始を原則基本は6月10日からとしまして、ただ早期の産卵が推測されれば漁業者協議会で協議した上で、若干早めることができるというふうな形での取組を実施しております。燧灘カタクチイワシの早期産卵の指標につきましては、冬の1月から3月の冬季の毎日の水温をずっと足していくという形の積算水温との関係が認められているということがございまして、大羽漁の操業開始に決定手順というものを定めまして、この燧灘に隣接します瀬戸内海区水産研究所の伯方島庁舎、ここで毎日水温の方を計測いただいておりますので、この計測された水温をもとに1月から3月末までの積算水温が1,050度を超えますと、早期産卵の傾向にあるというふうなことを推測して取組を行っております。

それでは、平成29年の実施状況につきまして、御報告いたします。平成29年度につきましては、ここの囲いの右側でございますとおり、昨年の1月から3月の積算水温が1,108度ということで、昨年につきましては、判断基準でございます1,050度を上回りました。このため平成29年度漁期につきましては、早期産卵の傾向であるというふうに推測されたわけでございますけれども、この燧灘3県の漁業者協議会で協議いただいた結果、29年度漁期については、大羽漁の操業開始日は6月10日よりも前倒ししないということが確認されたところでございます。これを受けまして、ここの右側の中段でございますとおり、大羽漁を実施しております香川県と愛媛県につきましては、6月12日から操業を開始すると。主にちりめん狙いの広島県の漁業者さんは、6月26日から操業を開始されたというところでございます。また、その下でございますとおり、定期休漁につきましては、昨年度28年と同様の取組を実施していたというところでございます。

1枚めくって、2ページ目をご覧ください。燧灘におけるカタクチイワシの漁獲量の動向につきまして、御説明いたします。(1)漁獲量の動向につきまして、平成29年の漁獲量につきましては、広島、香川、愛媛の3県の合計で1万607トン、昨年が1万319トンということなんで、大羽漁は好調であったので、全体の漁獲量としましてはここ4、5年大体同じような水準になってございますけれども、ここのグラフの白い部分がシラス以外、カエリ以上の漁獲物、黒い部分がシラスなんですけれども、2017年のところ、ほぼこの黒い部分が見えないというふうな状況で、平成26年、2014年も全く黒いところが見えないんですけれども、ここが過去最低のちりめんの不漁年だったんですけれども、それに次ぐ29年も不漁年ということで、3県合計でちりめんにつきましては、24トンというかなり少ない数字になりました。近年、平成26年、29年とシラスの不漁を受けまして、関係する3県の水産試験場なり、あと瀬戸内海区水産研究所の方でこのシラスの不漁要因の解析のための調査を実施していただいております。今は解析を行ったり、調査機関による分析をしていただいております。

それから(2)の初期資源尾数でございますけれども、平成29年の春期発生群、去年の春までの初期の資源尾数につきましては、瀬戸内海区水産研究所の担当の方から御助言をいただきながら、関係3県の研究担当者でこの資源解析を行っていただきました。それによりますと平成29年につきましては、約45億尾と算定されまして、近年過去から比べるとかなり低い水準の中で、先ほどの2014年、平成26年に次ぐ、低い発生というふ

うになってございます。カタクチイワシの資源評価につきましては、瀬戸内海全体を同一系群として資源評価をされておりまして、こちらの方は全体では資源水準は中位、動向は横ばいというふうな資源評価になっておりますけれども、その中の一部分でありますこの燧灘、関係3県で取組を行っているこの燧灘カタクチイワシにつきましては、この漁獲量や初期資源比率の動向から判断しまして、資源水準は低位、動向は横ばいというふうな評価になっております。

それから3ページ目の方をご覧ください。燧灘のこのカタクチイワシにつきましては、先ほど申しましたとおり産卵を一定数させてから、漁を開始するというような形を取り組んでおりまして、そのときの指標としてこの操業開始日決定手順というものをセットしまして、冬季の積算水温で従来は判断してまいりました。ただ、平成27年の3県の漁業者協議会におきまして、積算水温が1050度を下回っていると、早期産卵年ではないというふうな推定がされていながら、実際大羽漁をやってみたら、漁獲される大羽がすごく痩せてるといふような状況がございまして、積算水温は1050度の指標には達してないけれども、もっと早く産卵するんじゃないかという。この積算水温だけでは、燧灘のカタクチの産卵傾向を十分見ることはできないんじゃないのか、指標としては不十分ではないかという御意見がございまして、平成27年から検討を行ってまいりました。28年、29年も引き続き検討した結果、ここの3ページ目でございますとおり、この積算水温にある程度肥満度という指標を追加してみたいということで、3県で合意が得られましたので、このたび決定手順について、この赤字の部分が増加したところですけども、見直しを行ったところでございます。具体的には、水温が10.5度から13度、大体時期的には4月の中旬から下旬ごろになろうかと思っておりますけれども、この間の大羽の雌の肥満度がおおむね11を下回っているということが見られれば、早期産卵が推測されるという考え方でございます。また、4ページ以降はこの手順を実施するための体制の方につきましても、所要の改正を行ったということで、30年度からこの新たな指標を追加した体制で、取り組んでいくということを考えております。平成29年の燧灘カタクチの資源管理の実施状況につきましては、以上でございます。

(今井会長)

はい、どうもありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。ございませんか。ありがとうございます。

#### (議題(4) 太平洋クロマグロの資源管理について)

(今井会長)

では、次にまいりたいと思います。それでは議題の4、「太平洋クロマグロの資源管理について」に入りたいと思います。このクロマグロの進め方につきましては、「太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する調査の報告」、それから「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」、そして「太平洋クロマグロに関する委員会指示について」の順に進めてまいりたいと存じます。それでは、まず太平洋クロマグロの資源管理の徹底、遵守に関する調査の報告について、水産庁、事務局の順に御説明お願いいたしま

す。

(久保寺室長)

ありがとうございます。資源管理推進室長の久保寺でございます。私の方から概略を御説明させていただきます。資料の4-1をご覧いただきたいんですが、委員の先生、御案内のとおり、このクロマグロは国際的な資源でございますので、国際機関で資源管理措置を議論してそれを決定し、それをいかに各国が守るのかという仕組みでございます。

その関係で、まず最初に取り組んだのは漁獲努力量、要するにその獲る船の上限を設け、一定以上に増やさないということがどうしても必要でございました。これで最初に平成25年より届け出制をやりまして、それからその後に承認制に移行したということでございます。

それで平成26年から承認制に移行しまして、もうかなり時間がたつんですけども、事実上この承認制に移行したということで、クロマグロを獲る漁船というのは、自由漁業というものが今ない状況になっております。これ何を意味するかといいますと、極めて小さい沿岸の漁船についてもクロマグロを獲る、狙う場合にはやはり承認を受けていただくということになっております。それでこの承認数は当初始めたときに2万4,000隻ほど承認を出しております。これはもれなくというか、クロマグロを獲る、漁獲をする人については、ここで承認をまず受けていただいて、その枠の中で操業していただくということなんですけれども、残念ながらやっぱり周知徹底を図るというのが非常に難しい状況になっておりました。したがって、その2万4,000隻の承認は与えているんですけども、実際にその獲ってる方がまだ承認を受けてないということが散見されまして、去年の3月10日になりますけれども、水産庁の方から未承認、あるいは報告をしていただけない例というのを調べまして、公表いたしました。ということで、今回が初めてではないんですけども、その後も大変残念ですけども散見されましたので、その都度調査をし、各都道府県それから漁協の皆様のお支援をいただいて、事情調査それから指導ということをさせていただきました。その結果が今回報告をさせていただいているということでございます。

それで具体的に申しますと、例えば1ページ目、この事例を幾つか並べました。過去の経験に基づいて、こういうところをきちんとチェックをして漏れないか、あるいは未承認ではないかというようなことを確認していただくということを都道府県の皆様をお願いしております。その調査の結果が後ほど出てまいりますけれども、その調査の結果ももちろん大事なんですけども、まずは繰り返し沿岸のクロマグロを漁獲する皆様に承認制についてよく知っていただくということが大事だと思ひまして、例えば3ページ目に各県を通じて皆さんに知っていただく、それから注意をしていただくということをこれを明確にお伝えするというので、こんな紙を用意させていただいておりますし、それから1枚めくっていただきまして、各県にいろんな調査報告をしていただく上で、こういう様式を用意させていただきました。その結果が5ページ、6ページにございます。大変恐縮ですけども、調査の結果はもう明確に公表するという方針にしております。個々の事例、いろいろございます。御留意いただきたいのは、この調査結果が直ちに法令違反ということにはなりません。この委員会でも決定していただきましたけれども、こういう事例が起こっ

た場合の手續として事実確認をして指導させていただくと。この指導に従っていただいている間においては、法令違反にはなりません。仮に指導に従わない、自分はいくまでもクロマグロを獲り続けるんだというような状況になりましたときには、是正命令を出ささせていただいて、さらにそれに従わない場合には法令違反という手續になっております。この法令上の手續がそういうふうになっておりますけれども、幸いにして皆さん御了解いただきまして、指導に従うというふうな形になっております。ということで、個々の事例については、事務局の方からまた引き続き御説明をお願いします。

(登木資源管理計画官)

それでは、資料の方は7ページ目をご覧ください。先ほど久保寺室長からお話ございましたとおり、部長通知を受けまして、徳島県さんの方で徳島県籍のさわらはえ縄漁船による無承認操業の事案ということが発覚しましたので、事務局として行った調査、指導について、御説明させていただきます。徳島県でははえ縄漁業は自由漁業とされておりますけれども、先ほど室長から御説明ありましたとおり、瀬戸内海を含めてこの委員会指示によりまして、沿岸くろまぐろ漁業の操業は禁止されてると。当然この自由漁業、はえ縄漁業でありましても、クロマグロを狙う場合はこの委員会の承認が必要というスキームになってございます。

今回の事案の端緒としましては、先ほどの水産庁資源管理部長から各府県さんの方に、この承認制の徹底ということで通知をさせていただきまして、それを受けた各府県さんが県内の各関係漁業者の方、組合の方に照会したところ発覚したというところでございます。具体には徳島県庁さんの方が、県内各漁協に対しまして無承認操業の事例に該当したかどうかということで確認を行っていただきましたところ、この本委員会の管轄内であります紀伊水道において、本委員会の承認を受けてないさわらはえ縄漁船が沿岸くろまぐろ漁業の操業をしたというふうな疑いが判明しましたので、私ども事務局としまして、徳島県庁さんの協力を得まして事実確認をしてまいりました。

これにつきましては、次の8ページ、9ページにこの広調委指示に対する違反者への対応及び処分方針、こちらにつきましては昨年の3月のこの委員会で決議していただいたところでございますけれども、この1の(1)にございますとおり、まず疑義情報を接受すれば、会長に一報するというところで、この時点で長野会長に御連絡させていただきまして、ここにありますとおり、関係する府県さんに協力を仰ぎながら実際の調査を実施したというところがございます。

7ページの方に戻ってきまして、実際の調査につきましては今年の1月24日にこの組合員さんが所属をしております長原漁協さんの方にまいりまして、その漁業者の方、組合長さん、それから参事さんにも同席していただきまして、聞き取りの調査を実施しました。その結果、昨年の9月から12月の間に承認を受けずにこの太平洋クロマグロの小型魚1.5トンを漁獲したということが確認できました。このため、先ほどの処分方針に基づきまして、この漁業者さんには承認を得ないで沿岸くろまぐろ漁業を操業しないよう指導させていただくとともに、委員会会長の名によります指導文書の方を手交したところがございます。その際、この漁業者の方からは承認を得ずに沿岸くろまぐろ漁業を操業しないという誓約書を提出いただきました。本人さんがこの承認制を知らなかったということもある

んですけども、そういうような形でクロマグロについては関係する漁業者の方々が資源管理に取り組んでいるということは、我々も説明させていただきまして、この承認を受けずに操業はもうしませんという御理解は賜ったところでございます。

(今井会長)

どうもありがとうございます。それでは、続いてこの案件に関しまして、徳島県の岡本委員からも御説明いただけるということでございますので、お願いしたいと思っております。なお、詳細のことについては、関係者から補足説明したいということであれば、その旨を申し出くださいませ。よろしく申し上げます。

(岡本委員)

私は、徳島県の岡本でございます。このたびは御迷惑をおかけいたしました。このたび、本県のはえ縄漁業で当委員会の承認を得ず、この沿岸くろまぐろ漁業の操業を行ったという事実が発生してまいりました。全国の太平洋クロマグロに関係する漁業者の皆様が取組が行われている中、大変申し訳なく思っております。

本日は、徳島県水産振興課宮本室長が傍聴人として出席しておりますので、具体的な操業実態や漁獲状況について、発言の機会を与えていただけませんか。よろしくお願いいたします。

(今井会長)

はい、ありがとうございます。それでは、本件に関しまして、ただいま岡本委員から御提案がございました。そこで徳島県庁の宮本室長さんの方に、本委員会として発言の機会を与えるべきかと思っておりますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。御承認いただけますか。

(「異議なし」という声あり)

(今井会長)

じゃあ、どうもありがとうございます。それでは、事務局が席を準備いたします。そちらの席にお越しいただいて、御発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(宮本室長)

失礼いたします。それでは、徳島県事務局より改めまして説明申し上げます。今回発生しました事案は、本県のはえ縄漁業者1名が紀伊水道におきまして、平成29年9月に331キロ、10月に834キロ、11月に221キロ、そして12月に129キロと4カ月間で計1,515キロのクロマグロを未承認で漁獲したものであります。このことにつきましては、徳島県がこちら資料4-1の表紙にもなっております水産庁からの通知、こちらに基づきましてこれを受けまして、県下漁協に対しまして、未承認で操業した事例の有無について調査をいたしました際に、当該漁業者の所属漁協からの報告により、発覚いたしましたものでございます。

当該漁業者によりますと、同業者から承認制についての話を初めてこのとき聞き、今回所属漁協に自ら報告したとのことでございました。本人及び所属漁協に事情聴取しましたところ、当該漁業者は例年でありますと紀伊水道におきまして4月から9月にかけてはハモを、それから9月から3月ごろにかけてはサワラやフグを目的にはえ縄漁業を営んでおりましたが、昨年平成29年9月から12月にかけては、紀伊水道内でクロマグロが来遊してきたということから、初めてクロマグロ目的の操業を行ったとのことでございました。その際、当該漁業者はクロマグロ目的の操業には広調委指示による承認が必要であるということ認識しておりませんでした。その背景につきまして、所属漁協よりその近隣漁協において、はえ縄を操業しているのが当該漁業者のみであり、所属する同業者組織であります紀伊水道はえ縄連合会、こちらの総会等にも自らは出席していなかった等ことから、承認制度に関する情報交換の機会がほとんどなかったということ。それからまた所属漁協におきましては、クロマグロ目的の操業に広調委指示による承認が必要であることは認識はしておったんですが、この組合はのり養殖業が主体の漁協ということもありまして、各組合員の漁獲物が公設市場等へ直接個人出荷されているという事情がございました。そのため、組合として個々の漁獲物の内容を把握していないということで、制度を説明する機会も持っていなかったなどということが判明したところでございます。

いずれにいたしましても、今回の未承認操業につきましては、県から県内漁業者への周知が十分ではなかったために発生したものと認識しておりまして、県担当者として、深く反省してるところでございます。今回、このような未承認操業事案が発生しましたことから、徳島県として改めて県内沿海全漁協に対しまして、クロマグロ目的の操業を行う際の承認の必要性について、昨年11月28日付で周知徹底をしたところでございます。このたびは、関係者の皆様に大変御迷惑をおかけすることになり、まことに申しわけございませんでした。県として、引き続き再発防止に向けた県内漁協、各漁業者への制度の周知徹底に努めてまいりますので、御理解の方よろしくお願い申し上げます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。ただいまの一連の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございます。その他でございますけれども、ほかに何かありますでしょうか。それでは、ここの議題につきましては、これにて終了といたしたいと思ひます。どうもありがとうございます。次に引き続きまして、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、水産庁の方から説明をお願いいたします。

(久保寺室長)

ありがとうございます。皆さん、資料の4-2をご覧ください。少し多い資料ですので、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思ひます。御案内のとおり、ちょっと1枚めくっていただきまして、先ほど言いましたとおり、クロマグロの管理、これ難しいところはもともと国際機関で枠を定められているということ。ここが出発点でございます。それで、さらに小型魚、30キロ未満ですけど、30キロ未満の小型魚については漁獲実績の半減ということで、これが非常に厳しいという状況でございます。

1枚おめくりください。これまで2015年、平成27年から漁獲枠の管理というのを始めました。それで残念ながら、第2管理期間、去年の6月で終わった第2管理期間は、国として300トンほど枠を超過してしまいました。超過した分は、次の年から引かれてしまいますので、今の第3管理期間、これはかなり少ない数量からスタートしてるという状況でございます。これが2ページ目の上のところでございます。大型漁業の沖合漁業と沿岸漁業というふうに分けておまして、沖合漁業は1月から12月を管理期間としております。沿岸漁業については、曳き縄で12月から1月にかけて漁獲をするときに、これがかなり値段が高い需要期だということで、この間に管理期間が途切れるのは困るというお話があったものですから、半年ほどずらして管理期間を設定しております。したがって、沿岸漁業、自治管理の部分は7月から6月というふうになっております。それで実績ですけれども、去年300トンほど超えました。今年も残念ながら今98%まで漁獲実績が達しております。そういうこともございまして、さらに2ページ目の下のところですけども、国全体で3,423.5トンの枠に対して、3,367.8トン。これ3月の中旬の集計ですけども、これ98%まで達してしまっているということがございました。

繰り返しになりますけれども、この2ページ目の下のパワーポイントの資料の右肩の方なんですが、定置網の北海道の部分、これが57トンの枠に対して600トンほど獲っております。この状況の説明が次のページの上の方、3ページの上の方に書いてございます。

御案内のとおり、定置網は待ちの漁業ですのでいつどれぐらい入るのかっていうのは予想しづらいっていうのがあるんですけども、特にこの9月のサケの時期なのにクロマグロが入ったということでございます。さはさりながら、この9月28日に当初は入るっていうのは予想しづらいというものもあるかもしれませんが、3日目、4日目、5日目とほとんどクロマグロが獲れていると。ここが他の地域の漁業者の方から見ると、やはり工夫が足りないと、認識が足りないんじゃないかという御批判をいただいております。それで3ページ目の下のグラフなんですけれども、先ほど言いましたとおり、もう枠ぎりぎりまで達してるんですけども、この今北海道あるいは鹿児島県もかなり超過をしてるんですが、こういう共同管理、定置網の漁獲超過がなかった場合というのは、真ん中辺りの点線で予想値を示しておりますけれども、実は多くの県でかなりきちんと管理をしていただいているのが第3管理期間だということでございます。

1ページめくっていただきまして、4ページ目なんですけれども、この今の難しさのもう一つの理由は、どうも資源が回復基調にあるということで加入量は日本で調べておりますのが、この4ページ目の上の方でございます。加入量はかなり回復基調にある、良い状況にあるということでございます。逆に資源が増えてきますと、漁獲枠を守るのは難しくなってくるということが一般的にあり得るわけです。

それでちょっと飛びまして、5ページの上の方になります。漁獲枠を超える超えないっていうのもあるんですけども、実は一番大事なのは資源が回復するというので、数年前は資源が悪くて沿岸でもほとんどクロマグロが獲れなかったわけです。それが回復してきた暁には、漁獲枠が増える可能性がある。これは去年WC P F Cで合意しました。一方で、予想以上に漁獲が回復しないともっと厳しい措置も検討すべきだという意見もある。こういうことになってございます。したがって、何トン超えるかというのが非常に大事なんですけれども、もっと大事なのはいかに全体でその資源を増やしていくのか。クロ



マグロの太平洋の漁獲の7割は日本で獲っておりますので、まず日本がきちんと管理をすべきだということになります。

それで、第3管理期間の今後の対応方向なんですけれども、5ページの下のところなんですけど、先ほど言いましたとおり、国際約束を遵守するということが、これが第一でございます。したがって、沿岸の方には非常に厳しい状況を何とか乗り越えていただくということで、クロマグロの対策というのを去年の年末に打ち出しました。これも例えば、収入安定対策事業で非常に下げどまりと言いましても、非常にお得な措置をさらに講じておりますので、ぜひ御活用いただきたいということでございます。それから言うまでもなく、かなり新聞紙上に出てますけれども、情報を的確に皆さんにお伝えするということを心がけております。

それで1枚めくっていただきまして、クロマグロ対策なんですけれども、金額にして4億円というのはあるんですが、この左側の収入安定対策の拡充というところで、これは具体的に予算措置というよりは、今ある「積立ぷらす」、これについてクロマグロの資源管理をしていただいている方については、今でも強度管理タイプという、さらに少し5%以上下がるとすぐ補填が与えられるというお得な措置があるんですが、さらに言うと来年から再来年、年々厳しい措置をやっていくと、どんどんどんどん収入が下がってしまうおそれがあるわけです。そうすると保険の仕組みですとこれはもらいが少なくなるという形になるんですけれども、これは例えば平成29年、今契約の基準で収入がそれぞれ決まるわけなんですけれども、平成29年の水準をこれ以上下げない。したがって、だんだん厳しくて収入がどんどん右肩下がりでも、下がった分は必ず補填するという仕組みを打ち出しました。これは非常にある意味画期的というのか、浜の皆さんに御要望を受けて今回措置しましたので、この機会にぜひクロマグロやる方で、積立ぷらすにまだ加入していただけていない方は加入していただくということをお願いしたいと思っております。

それから生きてるクロマグロについては、網に入った分、放流していただく。あるいは針にかかった分、放流していただくということでございます。定置網はものすごく放流するのに手間暇かかっておりますので、定置網については放流作業について支援をさせていただきますということでございます。

それから、機器の導入、例えば魚探をつけていつどういう魚が入るのかっていうのを見るというのは、もう既にかかなりの定期網でやられてるわけなんですけれども、この機器を導入する部分については、支援をするということ。これも新しく予算措置をさせていただきました。

さらに定置網なんですけれども、第2管理期間は300トン超えたと言いましたけど、ほとんど定置網でした。第3管理期間もかなりの部分、定置網で苦労しておりますので、自動的にクロマグロだけ逃げていくというある意味理想を追求するような技術開発、これもしております。この成果が幾つかございますので、資料の後ろにも載せておきましたけれども、ほかの県の皆さんにも共有させていただくことをしております。

ちょっと駆け足なんですけれども、最近の動きということで、第4管理期間の今の対策を説明させていただきます。7ページにいきます。たまたま北海道っていうこともあったんですけども、漁期の初めに大量に漁獲を一部の地域ですると、残りの管理期間、漁期が遅い地域が割をくってしまうという状況が発生をしております。これを「獲り得」とかいう、あ

るいは枠を残して管理していただいたところについては、「正直者がばかを見る」のではないかという御指摘がありまして、公平感をなくすというのは漁業者にとって資源管理の取組を損なうものでございますので、その意欲を失っていただかないようにいかに管理をしていくのか、この管理の仕組みをちょっと工夫をさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、第4管理期間が4月から沿岸は始まります。ここには今までの各都道府県ごとに漁獲枠を設定しているんですけども、それをさらに細分化をしたり、それから留保枠を都道府県レベルで設けていただいたり、とにかく各都道府県の中で枠に収まるようにしていただくというきめ細かい対応、管理をしていただくということでございます。まして、7月以降は法律に基づいたTACに移行いたしますので、当然この細かい管理をしていただいて、今まで枠を守っていただいている方については当然法律に基づいても状況は変わらないわけですので、そういうきちんとした取組をしていただいている漁業者が損をしないような、そういうきめ細かい管理をしていくということでございます。

それから、さらに2月の水産政策審議会で御報告させていただいたんですが、今まで枠を残していただいた都道府県については、これは新しい管理期間に移行したときには、ちょっと言い方は悪いですけどもチャラにしていったわけです。今年はとにかく第3管理期間がまだ数カ月ございますので、枠を国全体として超えないために、何としても獲り残しをしていただかなければいけません。ということで、枠を残していただいた県については、その分第4管理期間に上乘せをさせていただくと。残したものは決して無駄にならないという方向を打ち出させていただきました。これが1点。

それから、今年、前回もやりましたけども、9ページ目の上の方です。差し引いた量、これは都道府県ごとに超過した分はそれぞれ差引きをさせていただきました。去年の6月、第2管理期間から第3管理期間に移行するときには、全く枠がなくなってしまうと管理がしづらいということで、2割まで差し引くと。残りは分割ということにしておりました。今回は第3管理期間から第4管理期間に移行するときには、これを原則一括で返していただくことにします。

それで9ページの下のスライドですけども、この結果、第4管理期間が当初0になってしまう県が出てきます。さはさりながら、0にしてうまく管理がいくのかという問題がございまして。特に定置網はやむを得ず混獲をして死亡するという。これについては、逆に漁獲と言っていいかあれですけど、報告をしていただかなければいけないわけです。こういうことありまして、混獲の管理に何トン必要なのか、これは0になる県は当然のことながら、水産庁と協議をして決めていくということでございます。以上が、小型魚の管理ということで、国としてこの6月までに何とか枠を守れるように、いろんな施策を打ち出させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、ちょっと話の内容が変わります。大型魚の話です。大型魚も枠がWC P F Cの方で決まっております。ただし、大型魚は半減をしております。ということで、今はまだ資源の水準が以前に比べて低い状況ですので、大型魚について枠を超えていないという状況がこの3年続いております。それで、さはさりながら、小型魚がこれだけ獲れてるということですので、3歳か4歳になると大型魚になるわけですから、いずれ大型魚の管理もきちんとしなきゃいけないということでございます。

少し漁獲状況から御説明してるのは、この10ページのスライドです。御案内のとおり、大型魚になりますと獲るのも大変ですし、流通させるのもなかなか大変だということで、いわゆるステークホルダーといいますか、関係する漁業者の方は小型魚ほどは広がりがないわけですが、これもやはり全国的に北海道から沖縄まで獲れるということです。

一つ特徴的なのは、5月、6月、7月、これにかなり集中をして水揚げされるということでございます。逆に言うと、小型魚も含めて3月、4月は最近ですと端境期になります。したがって、今も2月に比べるとかなり漁獲報告は自粛していただいているということもあり、かなり減っているのが実状でございます。この3月、4月に端境期を迎えるというのは、大型も小型魚も非常に顕著な状況であるということでございます。

大型魚の配分は11ページにございます。沖合漁業については、もう既に1月からTACに基づく配分がなされております。大型魚については、先ほど言いましたとおり、枠が半減されてないということもあり、当初から1割程度を留保させていただくということで、これは全ての漁業種類から国に枠を預けていただくということ。これを方法として打ち出させていただいております。既に第1管理期間については、1割差し引いた形で割当をしているということでございます。

それで12ページ、先ほど言いましたとおり、大型、小型の比較ですけども、3、4月はかなり低調でございます。したがって、これはここ3年間の反省でもあるんですけども、漁獲が少ない時期にうまく漁期が管理できるということ。これが一つの理想であり、漁業者の方にも一番受け入れやすいような形じゃないかということで、この管理期間の見直しをしろという声が各地から求められているという状況でございます。

参考資料は基本的にご覧いただくということで、説明は割愛させていただきますけれども、1点だけ25ページをお開きいただきたいんですが、この25ページの上の欄に広調委の承認制ということで、今までの推移、それから実際に承認を出してる数、県ごとの数というものを載せていただきました。平成27年1月の段階では、先ほど言いましたとおり、承認の当初は2万4,000隻の承認数になっております。一度更新をしました平成29年1月段階では、2万2,500隻ということで、自然減で1,500ほど減ってはおります。さはさりながら、承認の扱いについては当初から隻数をいかに抑えるかっていうこともありますし、先ほど言いましたとおり、承認を得ないで獲ることはできませんので、この中できちんと操業していただくということもでございます。さらに言えば、この漁獲枠が非常に厳しいものですから、漁業していない人たちについては、この漁獲枠を考慮するのかという声も各地から聞こえてきております。これ非常に難しい案件ですので、各地それぞれ都道府県ごとに事情が違いますので、ここでは一概にお話をするのは難しいんですけども、状況としてこういう流れでこういう隻数になっているということを御報告させていただきます。私の説明は以上です。

(今井会長)

どうもありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。はい、どうぞ。

(武田委員)

クロマグロの資源管理について、ちょっと私も余り理解してない部分があるかもしれないですけど、先ほど御説明の中で混獲の管理というお話が出たと思うんですけど、それでその資料の4-1で徳島県さんの事例が出されたときに、確かサワラのはえ縄漁で、それで承認をとってなかったというお話だったんですけど、そのときの説明の中で紀伊水道にある時期にマグロが入ってきたと。それを目的にして、はえ縄を仕掛けたというお話だったんですけど、これ頭に冠がサワラについてますよね。サワラはえ縄の混獲ならわかるんですけど、先ほどのお話だとそれを目的にしてということなんで、まあ言うたら無許可じゃないかというふうに思ったんですけど、それでも承認を受ければ操業はできるというお話なんですか。これ恐らく現認されてないんで、徳島県庁が対応はその辺はしてないんだろうと思うんですけど、今後ほかの漁業でそれを目的にした場合に、承認をとっとけば全てできるというお話なんですか。

(登木資源管理計画官)

先ほど申したとおり、徳島県でははえ縄漁業は自由漁業です。許可漁業じゃないです。許可漁業で冠があれば、当然そこは許可内容違反とか、そういうふうな違反を構成するかもしれませんが、あくまでも自由漁業で、もともとがこうしてサワラを狙ってるのはえ縄漁船であると。それがマグロの来遊を見てマグロ狙いの操業をされたというふうな形になりますんで、そこはあくまでも許可制ではなくて自由漁業ということで御理解いただければと思います。

(武田委員)

わかりました。ただ、うちの県の場合はほとんど釣りなんですけど、釣りで獲っているということで、例えば頭にイワシ、サバとかというのが出てきた、まき網とかほかの漁業にしても、これで先ほどの事例でいけば承認さえとれば、できるという、獲れるということなんですか。それを目的にして。

(久保寺室長)

今の御質問です。二つあると思うんです。一つは獲っていいかどうかって話と、じゃあ何トン獲っていいかっていう話があって、実は何トン獲っていいかっていう方が厳しいんです。しゃべり先方ですけども、混獲は漁業につきものなので、合理的に混獲をどのように防ぐかっていうのは常日ごろから必ず考えなければいけないんですけども、実はクロマグロに限ってはそれ以上に、今枠を与えている人たち以外はもう獲るなというのが実態なんです。ですから、混獲は避けられないし、混獲自体罪があるかどうかという議論ももちろんあるんですけども、実際には枠が厳しくて操業自粛をしている人たちの前で、混獲だから水揚げしていいってことにはならないんですよ。これがまずあって、それで今のようなお話ということになれば、割と御理解いただきやすい。特に浜の皆さんは御理解いただきやすいと思うんです。

その上で、混獲が心配だから承認を得ろ、あるいは承認を得たから混獲はいいんだ、というのは、またちょっと議論が違うんですよ。その問いがもしあった場合には、私のような順番で御説明をして御理解いただくというようなことかなと思ってます。

(今井会長)

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、次の方にまいりたいと思います。議題の4-3になります。最後に太平洋クロマグロに関する委員会指示の(案)と指示に基づく処分方針(案)などについて、水産庁の方から説明をお願いいたします。

(久保寺室長)

ありがとうございます。資料の4-3をご覧ください。先ほどもちょっと御案内をさせていただいたとおり、この承認制度に移行してから合理的な承認制度になるということを目指して、この承認制度を運用してまいりました。出発点はやはり枠をどれぐらい、どのように守るのかという中で、漁獲枠自体が非常に厳しいものですから、やはり、各地の漁業者の方から、漁業をやっている人になんで承認を与えるんだっていうような声がかんがいにかなり上がっております。幾つか考えなければいけないことがありまして、その結果この指示の形になるんですけれども、ちょっと簡単に御説明しますと承認の条件について、今回の6月30日に更新の期限を迎えるんですけれども、そのときにやはり過去5年実績がある方っていうのを基本的にします。ここを打ち出させていただきます。過去5年は漁獲枠の管理を行い始めたのが、平成27年からですのでそれにさかのぼって2年、要するに自由に獲れた時期もまだあった時期ですよ。ここで漁獲実績を有することっていうのを基本にしています。さはさりながら、特に漁獲の制限を操業の自粛という形で水産庁みずからお願いをしておりますので、操業を自粛してるから獲らないんだということも当然考えられるわけです。ここを国で一律に線引きをするということも非常に難しいので、このただし書きのところなんですけれども、当然のことながら操業の遵守をしていただいている、あるいは別の理由で漁業をできない方については、もう認める方向として、手続を用意させていただいてるということでございます。

それから②は少し刺激的な文言にうつるかもしれませんが、これもいわば当たり前の話でございまして、操業自粛要請、各地で非常に厳しく遵守をしていただいております。仮にこういうことに明確に違反をすると、操業自粛には応じないということが認められればの話ですけども、そういう方に承認を与えるのは問題ではないかというお話がございまして、こういう規定を設けさせていただいております。明らかに応じない漁業者ではないという表現でこういう形になっておりますけども、率直に言ってこういう方が出てこられたら困りますし、出てこないということを目指して操業自粛の要請をさせていただいてるということでございます。

それから漁獲実績については、このように加えさせていただいております。非常に大事なデータでございますので、引き続き御協力をいただければということでございます。説明は以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくをお願いいたします。はい、どうぞ。

(岡本委員)

私は徳島県の岡本です。このマグロを獲れるのは釣りだったら、こんなところでマグロが獲れたわってことでやめてもええけども、定置網の場合は年中やっとなるんやな。そしたらマグロが来るときになったら、ブリがよく獲れるんやな。この二、三年前徳島県で話したときに、そのときに網を上げておくのかと。漁の盛りにな。入ったら死んでしまうやと、マグロは。逃がすのも難しいと。漁の盛りに網上げたら、漁は0になるわな。これはどういうふうにしてくれるのかということだと、こういう話もあったわけなんです。これをどういうふうにしてくれるのか、いま一度。

(久保寺室長)

ありがとうございます。委員会の指示は定置網は除かれまして、釣りの人たちが対象ですので、ちょっとこの指示の話とは分かりますけれども、むしろ前の資料で4-2に戻っていただきまして、今のようなお話はもう日本全体でいろんなところですので。例えば、後ろの方の27ページ、8ページというのを開きいただきたいんです。

ここに書いてあるのは、各地の定置網でいろんな工夫をしていただいている、要するにいかにかに生かして放流するのかという工夫をしていただいているのを我々はお聞きし、情報共有させていただいているということなんです。網に入ること自体はそもそも魚が入ること自体、決して悪いことではないんですけれども、例えば北陸のブリの時期、あるいはサワラとかで別に魚を狙ってる時期にクロマグロが入って、去年はかなり日本海側で枠を超過してしまっただけですね。今年は幸いにして定置網の放流の努力をものすごくしていただいております、積み上がりが抑えられているわけなんですけれども、その放流の仕方が確かにいろいろありまして、単純にタモですくって逃がすということかなり死んでしまうという実例もあるので、一番理想的な話からいいますと、これはどの網でもできるわけじゃないんですけれども、28ページの右肩下のところで、これは自動的にクロマグロだけを逃がすような仕組みができないかということで、青森の方で研究していただいているものなんです、ブリとサケであれば割と定置の低層を泳ぐ。それからクロマグロは表層ですので例えばブリは金庫網にもありますんで、ブリとクロマグロはそういう習性からすると、割と分けることができるんじゃないかという研究事例です。もちろん定置網はオーダーメイドですから、隣の網でやったものをすぐ自分の網でできるってわけにはいきませんが、こういう事例を幾つもお示しさせていただいて、やはり、いかにうまく逃がしていただくかというのをそれぞれ工夫していただくと。大変心苦しいですけども、そういう努力を各地にお願いして回っております。

もう一つは、完璧に逃がすということを我々は求めているわけではなくて、当然やむを得ない混獲はあるので、そのための枠は配分させていただいているんですけども、やはり工夫が進んでいるところと進んでないところというのはどうしても出てきますし、それからたくさん獲れてるところ、やはり工夫が進むわけです。今まで獲れてなかったところというのは、初めてのことでですからなかなかうまくいかないということが出てきてます。いずれにしてもこういう工夫とか、情報共有を通じて大変恐縮ですけど工夫していただくということをお願いしたいと思っております。

(岡本委員)

ありがとうございます。うちの徳島の場合は、漁獲割り当てが割合少ない。昔は獲れなかったのに、今最近獲れるようになったんやな。捨ててしまうと。やっぱ皆困ったもんやという。

(今井会長)

よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。それでは、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第31号(案)、この指示に基づく違反者への対応及び処分方針(案)と沿岸くろまぐる漁業の承認制の事務取扱要領(案)について、原案どおりに決議することとして、今後の事務手続上、文言の訂正等がありました場合には、私の方に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(今井会長)

どうもありがとうございます。それでは、原案のとおり決議いたしたいと思います。

(議題(5)平成30年度資源管理関係予算について)

(今井会長)

では、それでは議題の5、平成30年度資源管理関係予算について、水産庁の方から説明をお願いいたします。

(久保寺室長)

ありがとうございます。資料の5をご覧ください。もちろん予算はまだ審議中でございますけれども、資源調査、我々は評価と言ってますけれども、資源を調査してどれぐらいになるのかという評価をして、それに基づいて管理をするっていうような、サワラの例も当然のことながら、そういう作業を常日頃しております。ということで、評価と管理は車の両輪でございますので、予算措置についてもそれぞれさせていただいております。

資料の5の下の方の1番、2番というのは、調査、評価の方の予算でございます。それぞれ200海里の中と外というふうに分かれておりますけれども、必要な予算を計上させていただいております。

それから1枚おめくりいただきまして、3番目が今回新しい予算でございます、せっかく集めたデータをいかに活用するか、これをネットワークを構築するか、データベースを構築してさらにうまく利用できるように、その結果が活用されるようにということで新たな予算要求をさせていただいて計上させていただいております。

それから4番と5番もこれは管理の方でございますけれども、4番は国際、それから5番は200海里の中ということでございます。5番のEEZ内の管理の体制強化事業ということで、これは新規予算になっておりますけれども、この中に資源管理指針・計画体制とい

うことで、各都道府県の資源管理協議会の方の事務を支援するための予算、それからTAC管理の予算、必要な予算をこの中に計上させていただいております。非常に雑駁ですけども、説明は以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。ございませんか。よろしいでしょうか。

#### (議題(6)その他)

(今井会長)

それでは、最後の議題となりますけれども、それでは最後の議題のその他に入ります。水産庁の方から話題提供があるようでございますので、よろしく願いいたします。

(藤田課長)

企画課長の藤田でございます。すみません。最後ちょっとお時間をいただきまして、最近新聞等で規制改革推進会議でいろいろ議論してるっていうのは、ご覧になってると思いますので、その点について御報告をいたしたいと思います。

資料の6-1をご覧ください。農林水産業・地域の活力創造プランというのがございまして、これはいろんな農業の分野も含めた全体のこのプラン自身は、安倍総理が座長といえますか、ヘッドになっているところで決めているものでございまして、1枚おめくりいただきまして、昨年29年12月8日に活力創造本部でそのプランを改定いたしました。改定いたしまして、3ページについて紙、水産政策の改革の方向性と、これを位置づけいたしました。この中身は実は11月24日に規制改革推進会議の方の水産ワーキング・グループに長官の方から説明をいたしたものでございます。現在これに基づいて検討を進めておりまして、後でまた出てきますけれどもいろいろ水産庁の方でも検討しておりますし、規制改革推進会議の方ではいろいろヒアリングをしております、20日に第12回目のヒアリングが行われたというようなそういう状況になっております。

改革の方向性の中身は、ちょっとかいつまんで申し上げますと、1番が成長産業化に向けた資源管理ということで、ちゃんと資源管理しましょうと。これからは少し今まで以上に国際的に見ても遜色のない形でやりましょう。ちょっとこの会議とは一致しませんけれども、我が国周辺水域では外国の漁船がかなり漁獲をふやしておりますので、そういったところとの協議はちゃんと進めるということを前提に主要資源についてはだんだんアウトプット・コントロールを基本に、いろいろインプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせてみましょうと。アウトプット・コントロールをやるに当たりましては、実態を踏まえながらですけどもIQというものも活用していきましょと。栽培漁業については、皆様も当然そうされてると思いますけど、効果のあるものを見極めた上でやっていくということでございます。

2の流通構造につきましては、今後我が国の人口構造とか、いろいろ考えた上での話ですけども、輸出というものも当然視野に入れてやっていきましょと。その際には情報通



信技術を活用したり、産地市場の統合とか重点化、トレーサビリティの充実みたいなものも取り組んでいきたいと思いますということで考えております。

最後の4ページになりますが、成長産業化に向けたということでいろいろ書いてますけども、三つ丸がありまして、一番上の丸は遠洋・沖合漁業でございまして、こちらの方はこれまではインプット・コントロール中心にやってまいりましたので、トン数制限とかいろんな規制がありますけども、I Qで管理したってということになりますと不要になるものもあるだろうということで、そういったものは見直していきましょうということでございます。二つ目の丸が養殖・沿岸漁業でございまして、こちらの方はいわゆる漁業権漁業の漁場計画の策定の話から入ってますけども、これは地元ではよく御存知の話だと思うんですけども、地域の外の方からすると割とどういうふうに進んでいるのかよくわからないというような話もあるものですから、そういうプロセスを透明化していきましょうということでございます。あと、水域を適正かつ有効に活用している者が、漁場利用は継続できますよということを基本としつつも、もし有効活用されてない水域があるようでしたら新規参入とかが進みやすい仕組みを検討していきましょうということでございます。それとあと、いろいろ漁協におきまして、賦課金とか手数料みたいなものをとってる場合がありますけども、実は沿岸漁場の管理の中で漁協がいろいろ赤潮のモニタリングとかそういったものを持っておりまして、そういったものはちゃんと明確に位置づけましょうと。ルールを明確にしようということで考えております。最後の丸は漁協につきましては、かなり農協さんとは事業のウエイトっていいですか、信用事業中心の農協さんとは違う形になっておりますので、同じということではないんですけども、一方でこういう形で水産政策の改革を進めていきますと当然見直しをした方がいい部分があるということでございますので、それはあわせてやっていきましょうということで考えております。

それで、資料の6-2に移ってもらいたいんですけども、資料の6-2のこの右下にいろいろシートごとに番号がついてますので、それでいきますと1番は皆様御存知な話なので、2番にいきますと2ページ目の上です。ここにいきますと左側がT A C対象魚種、右側がT A C対象種以外で、過去の59年の生産量に対して28年の生産量がどういう比率になってるかというのをお示ししてございまして、どちらかといいますとT A C対象種以外の方は、減る比率が大きいと言いますか、そういった形でちゃんといろんな原因は当然あると思うんですけども、資源管理を行っていけば減少の程度と言いますか、そういうものが小さく抑えられたんじゃないかということでございます。

このときに例えば②の下とか、3ページの上の方はもう皆様御承知なんですけども、実は日本の資源評価と米国、E Uとの比較ということで、3ページの下シートにありますように、日本は割と今まで高位・中位・低位という資源評価をしてきました。対外的には。もちろん資源評価を読むと、いろいろな資源に対する漁獲の圧力とか書いてあるんですけども、米国とかE Uにつきましてはそれとは別に漁獲の圧力がどういう水準なのかというのをあわせて評価をしているということでございます。こういう違いがありますので、我々の方もちょっと今までT A Cだったり、資源管理の取組だったりでここまでしましたので、もうちょっと突っ込んで資源管理を進歩をさせましょうということで考えてございまして、4ページをご覧ください。

外国でも実はM S Yってなんだというのを議論をされているようでございます。ここに

お集まりの方はMSYっていうのが割と平衡状態みたいなのを前提にしている、漁業の実態に当てはめるときにどういうことを考えればいいのかっていうのは、難しい問題だっていうのはよく御存知だと思います。例えば米国におきましては、MSYの算定を漁業がなかったと仮定したときに資源量の30%から40%を維持する管理を行うことで得られる漁獲量をMSYだと、要するに仮定をしてそれでもって資源管理を進めていると。EUもちょっと違った考え方を採用してやっているとというのが、4ページの上のシートです。今後、4ページの下の方印にありますように、この二つがあります。現在はどちらかといいますと、このグラフの上の方にありますように現状の点線の上にある場合、ある一定の水準を上回った場合にはどういう形でやりましょうかと。それを下回るようなTACの設定はしませんけども、どうしましょうかという形でやってきましたけども、今後はその下にありますようにどこまで資源を回復させましょうかというようなことをちゃんと考えて、TACを設定していきましょうというようなことを現在考えているということでございます。

それでちょっと飛びますけども、例えば7ページの上の方にめくっていただきますと、昨年つくりました水産基本計画におきましては、資源評価、資源管理目標の設定ということで二つ目のポツにありますように、主要水産資源ごとに維持すべき水準ですとか、下回ってはならない水準ということで順次資源管理目標を導入するということになっております。

それで9ページを見ていただけますでしょうか。これは今年の1月30日、第8回の規制改革推進会議水産ワーキング・グループに説明したものでございます。石田さんに説明してもらった方がいいのかもしれないんですけども、中身は実は現在資源評価を行っている84の系群のうち、再生産関係が明らかだっていうか、一応利用できる32系群につきまして、仮定をしましてMSYというものを、それはどういうことかという資源ごとの再生産関係のデータを用いて長期的に漁獲量が最大となる漁獲圧というものを一応算定しまして、その漁獲圧で漁獲したときの漁獲量をMSYとするというような考え方で、一応MSYを試算したというものでございます。ただ、あくまでも試算値なのでいろいろ検討して、中身を精度の高いものにしていかないといけないということなんですけども、例えば9ページの上の方の中の一冊下にありますように、瀬戸内海のサワラにつきましては字が小さくて恐縮なんですけども、親魚の資源量をMSY水準で考えるとBの欄になります。1万6,000トンぐらいに設定できるんじゃないかということなんです。そうすると2015年の親魚資源量は4,000トンですから、4倍ぐらいに増やせる可能性があるんじゃないかということだと思います。じゃあそのときの漁獲量はどうかといいますと、Eの欄になります。7,000トンということで、2015年ですから3,000トンということになってますけども、そのときは漁獲量を4,000トンぐらい増大させることができるんじゃないかというような試算になっておまして、それぞれ魚種ごとに出していただくわけですが、こういったものを煮詰めて皆様方と先ほどのサワラの話じゃないですけども、どこまで資源を回復させますか。もしくは何年間ぐらいでうまくやっていきますとか、さらには大型魚とか小型魚とかそういうものをいかにうまく資源の状態がよくなるように獲り控えるなりして、資源を有効活用しますかというものをやっていきますということで現在こういうことを作業しておりますので、ぜひそういった意味で皆様方も次のステップとして、例えば瀬戸内海以外のところでも資源管理をどうしていったらいいか、当然資源管理をちゃんとやるっていう意味では漁業を永続的にやっていく

というものを前提にしておりますので、その点についてよく頭の体操をしていただいて、もし御意見がありますれば、ぜひ私どもの方にいただければ幸いに存じます。説明、以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願います。はい、どうぞ。

(副島委員)

一つ質問させてもらってもよろしいでしょうか。資料6-1の方の最後のページ、4ページの真ん中の下あたりで、養殖・沿岸漁業に関するところですがけれども、その中で有効活用されていない水域について新規参入が進みやすい仕組みを検討するというのがございましたけれども、この新規参入というところはその地域の中の漁業組合だけでも、その水域で操業してない人などを対象としているのか、あるいはその漁協の組合員とかその漁協の地区の居住者などに限定せず、企業などを含めて広く新規参入者の対象としようとしているのか、どちらになるのでしょうか。

(藤田課長)

非常に端的に申し上げれば、後者の方になります。というのは、ちゃんとやられてる地区っていうか、漁協では自分の漁協内だったり、地区内の中で例えば高齢者の方が漁業やめられましたって言ったら、今までやってなかった人とか、別の地区の人をどうですかっという形で利用されているはずなので、それは従来通りうまく漁協等の中で調整してやっていただければ結構なんじゃないか。一方で、一番最初のその同じ白丸の中の上のところにありますように、全体として外部の人にはそういうプロセスというのはよくわからないわけですね。ですから、全体としてそういう漁場計画をつくって、漁業権の対象となっている漁場に外部の人に関心がある人は入りやすいと思えば、可能性がありますかという話がちゃんとできる環境をつくっていこうというふうに考えています。

(副島委員)

ありがとうございます。今後この漁業権の開放というのが広がっていく可能性が高いということで、よろしいですか。

(藤田課長)

ちょっと開放っていうのが何かどういうものをイメージしてるのかっていうので、何か誤解があると思うんですけども、そこにありますように今水域を適切かつ有効に活用してる者というのは、これは継続するというのを基本においてますので、そういった意味では別に普通に漁場を利用している方から、漁場を取り上げてまで何かをしようとしているわけではなくて、やっぱりそこで随分漁業のめぐる環境が変わってきて、大分漁業者の方も高齢化して今まで使っていた漁場は利用度が減ったとか、そういうところがあるのかっという場合には、そういうところを外部からの人がもしやりたいと思ったときには、活用す

る可能性があるわけですから、そういったものがちゃんとマッチングできるようにシステムを整えようというふうに考えています。

(閉 会)

(今井会長)

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。そのほか、本日の委員会で取り上げるべき事項等ございましたら、よろしくお願ひします。ありませんでしょうか。

では、どうもありがとうございます。ないようでございますので、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。委員各位、御臨席の皆様におかれましては、本日の議事進行に御協力をいただきましてどうもありがとうございました。なお、議事録の署名人の岡委員と副島委員におかれましては、後日事務局より本日の議事録が送付されますので、その際には御対応の方よろしくお願ひいたします。これをもちまして、第35回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

( 1 6 : 3 6 閉会)